**【令和６年４月版】　　☆ 実地指導の際は両面コピーにより提出してください**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運営指導日 | | ※市で記入  　令和　　 年　　 月　　 日（　　）　午前 ・ 午後 | | | | | | | | | | | | | | |  | |
| 令和６年度（２０２４年度）版  指定相談支援事業者等　自主点検表  【計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| サービス種別  ※該当に○を入れて  ください | | | 該当 | 種　別 | | | | | | | | | 指定年月日 | | | | | |
|  | 計画相談支援 | | | | | | | | | 年　　月　　日 | | | | | |
|  | 障害児相談支援 | | | | | | | | | 年　　月　　日 | | | | | |
|  | 地域移行支援 | | | | | | | | | 年　　月　　日 | | | | | |
|  | 地域定着支援 | | | | | | | | | 年　　月　　日 | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業所 | 事業所番号 | | |  |  |  |  |  |  | |  |  | |  | |  | |  |
| 名　　　称 | | |  | | | | | | | | | | | | | | |
| 所　在　地 | | | 〒 | | | | | | | | | | | | | | |
| 連　絡　先 | | | （電　話）　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ） | | | | | | | | | | | | | | |
| （メール） | | | | | | | | | | | | | | |
| 管　理　者 | | |  | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業者  （法人） | 名　　　称 | | |  | | | | | | | | | | | | | | |
| 代　表　者  職名・氏名 | | |  | | | | | | | | | | | | | | |
| 所　在　地 | | | ※上記事業所と異なる場合に記入  〒 | | | | | | | | | | | | | | |
| 記入(担当)者  職名・氏名 | |  | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 記入者連絡先 | | ※上記事業所と異なる場合に記入 | | | | | | | | 記入年月日 | | | | | 令和　　年　　月　　日 | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 問い合わせ | | 大津市福祉部　福祉指導監査課  　【電　話】０７７－５２８－２９１２　 【ＦＡＸ】０７７－５２２－１３３０  　【メール】ｏｔｓｕ１４３９＠ｃｉｔｙ．ｏｔｓｕ．ｌｇ．ｊｐ | | | | | | | | | | | | | | | | |

【点検表の見方】

○　各項目は、原則として条例・省令・報酬告示の条文に沿った形式で作成しています。

○　各項目に事業種別を略称で記載してありますので、該当する項目について記入してください。

○　根拠法令については、条例、省令では前の方に規定されている条文が準用されています。それらは、引用されている該当条文のみ記載しています。

　≪事業種別の略称≫

　　計画 … 計画相談支援 　障害児　… 障害児相談支援

地域移行 … 地域移行支援　　地域定着…　地域定着支援　　共通 … 全種共通

　≪根拠法令の略称≫

|  |  |
| --- | --- |
| 略　称 | 名　　　　　　　　　　　称 |
| 法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  （平成17年11月7日法律第123号）（障害者総合支援法） |
| 児福法 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号） |
| 施行規則 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則  （平成18年2月28日厚生労働省令第19号） |
| 児福施行規則 | 児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生労働省令第11号） |
| 計画基準 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号） |
| 計画基準解釈通知 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） |
| 地域基準 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号） |
| 地域基準解釈通知 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第21号） |
| 障害児基準 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準  （平成24年3月13日厚生労働省令第29号） |
| 障害児基準解釈通知 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） |
| 計画報酬告示 | 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号） |
| 地域報酬告示 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号） |
| 報酬留意事項  通知 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） |
| 障害児報酬告示 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準  （平成24年厚生労働省告示第126号） |
| 報酬留意事項  通知（児童） | 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） |

◆基本方針

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| １  基本方針 | (1)-1　計画相談支援事業の基本方針　計画  計画相談支援の事業を、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第2条第1項  法第5条  第22項・第23項 |
| ※ 計画相談支援とは、「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」で  ①　「サービス利用支援」とは、サービスの申請等に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案してサービス等利用計画案を作成し、サービスに対する支給決定等が行われた後に、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、サービス等利用計画を作成することをいいます。  　 ②　「継続サービス利用支援」とは、継続してサービスを適切に利用することができるよう、当該サービスの利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと、又は支給決定等に係る申請の勧奨を行うことをいいます。 |
| (1)-2　障害児相談支援事業の基本方針障害児  障害児相談支援の事業を、障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 障害児基準  第2条第1項  児福法  第6条の2の2第7項・第8項・第9項 |
| ※　障害児相談支援とは、「障害児支援利用援助」及び「継続障害児支援利用援助」をいい、  ①　「障害児支援利用援助」とは、障害児支援利用計画案を作成し、障害児通所支援に対する給付決定等が行われた後に、障害児通所支援事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、障害児支援利用計画を作成することをいいます。  ②　「継続障害児支援利用援助」とは、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該障害児通所支援の利用状況を検証し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと、又は給付決定等に係る申請の勧奨を行うことをいいます。 |
| (1)-3　地域移行支援の基本方針地域移行  地域移行支援の事業では、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第2条第1項  法第5条  第20項 |
| ※　地域移行支援とは、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を行うものをいいます。 |
| (1)-4　地域定着支援の基本方針地域定着  地域定着支援の事業では、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援を、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第39条1項  法第5条  第21項 |
| ※　地域定着支援とは、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該障害者の家族等による緊急時の支援が見込めない状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、当該障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に相談その他の必要な支援を行うものをいいます。 |

◆基本方針

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| １  基本方針  （続き） | (2)-1　計画　障害児  　利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して事業を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第2条第2項  障害児基準  第2条第2項 |
| (2)-2　利用者の人格尊重地域移行　　地域定着  利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って事業を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第2条第2項  第39条第2項 |
| (3) 利用者等の選択によるサービス提供計画　障害児  利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して事業を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第2条第3項  障害児基準  第2条第3項 |
| (4) 公正・中立計画　障害児  利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業・障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものとなっていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第2条第4項  障害児基準  第2条第4項 |
| (5) 関係機関との連携計画　障害児  市町村、障害福祉サービス事業・障害児通所支援事業を行う者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第2条第5項  障害児基準  第2条第5項 |
| (6) 地域の教育、就労等の支援  　　利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めていますか。計画  障害児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包摂（以下「インクルージョン」）の推進に努めていますか。障害児 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第2条第6項  障害児基準  第26条の3 |
| (7) 自己評価共通  自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 【自己評価】 | ☐　実施 | (　 年　月　 日) | ☐　未実施 | | 【第三者評価】 | ☐　実施 | (　 年　月　 日) | ☐　未実施 | | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第2条第7項  地域基準  第2条第3項  第39条第3項  障害児基準  第2条第7項 |

◆基本方針

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| １  基本方針  （続き） | (8) 虐待防止の措置　共通  利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じていますか。  取り組んでいるものにチェックしてください。  ☐①　虐待防止に関する研修  ☐②　人権意識を高める、行動障害などの支援に関する研修  ☐③　言葉の暴力、名前の呼び方や言葉遣いなど利用者の尊厳に配慮した取組  ☐④　虐待防止に係る掲示物の掲示  ☐⑤　倫理綱領、行動指針等の作成、職員への周知  ☐⑥　虐待（の兆候）がないかの定期的な自己点検等  ☐⑦　職員の支援上の悩み等を受ける相談体制  ☐⑧　虐待防止の観点から苦情解決体制を利用者等に周知  ☐⑨　緊急やむを得ず利用者を拘束する場合のガイドライン（適応範囲・内容）の作成など共通認識に基づく対応  ☐⑩　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ≪参照≫  ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）  ・障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（H30.6厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）  ・障害者（児）施設における虐待の防止について（H17.10.20厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第2条第8項  地域基準  第2条第4項  第39条第4項  障害児基準  第2条第8項 |
| (9) サービス終了時の連携計画　障害児  指定計画相談支援の提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに，福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第2条第9項  障害児基準  第2条第9項 |

◆人員に関する基準

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| ２－１  従業者  共通 | 現在配置している相談支援専門員について、市に届け出ている内容を記入してください。（記入欄が足りない時は適宜増やしてください。）   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | □相談支援専門員 | | | □指定地域相談支援を提供する者 | | | | | 氏名 | （ 常勤 ・ 非常勤 ） | | | | | | | 届出している実務経験年数 | | □３年 | | | □５年 | □１０年 | | 研修受講状況 | □相談支援従事者初任者研修 | | | 修了日：　　　　年　　月　　日 | | | | □相談支援従事者現任研修 | | | 修了日：　　　　年　　月　　日 | | |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | □相談支援専門員 | | | □指定地域相談支援を提供する者 | | | | | 氏名 | （ 常勤 ・ 非常勤 ） | | | | | | | 届出している実務経験年数 | | □３年 | | | □５年 | □１０年 | | 研修受講状況 | □相談支援従事者初任者研修 | | | 修了日：　　　　年　　月　　日 | | | | □相談支援従事者現任研修 | | | 修了日：　　　　年　　月　　日 | | |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | □相談支援専門員 | | | □指定地域相談支援を提供する者 | | | | | 氏名 | （ 常勤 ・ 非常勤 ） | | | | | | | 届出している実務経験年数 | | □３年 | | | □５年 | □１０年 | | 研修受講状況 | □相談支援従事者初任者研修 | | | 修了日：　　　　年　　月　　日 | | | | □相談支援従事者現任研修 | | | 修了日：　　　　年　　月　　日 | | |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | □相談支援専門員 | | | □指定地域相談支援を提供する者 | | | | | 氏名 | （ 常勤 ・ 非常勤 ） | | | | | | | 届出している実務経験年数 | | □３年 | | | □５年 | □１０年 | | 研修受講状況 | □相談支援従事者初任者研修 | | | 修了日：　　　　年　　月　　日 | | | | □相談支援従事者現任研修 | | | 修了日：　　　　年　　月　　日 | | | |  |  |

◆人員に関する基準

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| ２－２  従業者  計画  障害児 | (1) 相談支援専門員の員数  　事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を１人以上配置していますか。  　【常勤職員の１週間の勤務すべき時間数：　　　時間/週】  事業所（特定相談支援事業所）とは、「基本相談支援」及び「計画相談支援」のいずれも行う事業所をいいます。計画 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第3条第1項  障害児基準  第3条  計画基準解釈通知第二の1の(1)  障害児基準解釈通知第二の1の(1) |
| ※　原則として，サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはなりません。この場合のサービス提供時間帯とは，相談支援専門員の当該事業所における勤務時間をいうものであり，当該相談支援専門員の常勤・非常勤の別を問いません。  相談支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができます。計画　障害児  　　例えば、計画（障害児）相談支援のサービス提供時間帯において、計画（障害児）相談支援の業務に支障がない場合は、当該事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができます。  なお、障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所又は自立生活援助事業所、基幹相談支援センター【１】又は障害者相談支援事業等【２】の業務と兼務する場合（【１】【２】については、当該業務を委託する市が認める場合に限る）については、業務に支障がない場合認めるものとします。計画  　　特定相談支援事業所、一般相談支援事業所、自立生活援助事業所、基幹相談支援センター【１】又は障害者相談支援事業等【２】と業務を兼務する場合（【１】【２】については、当該業務を委託する市が認める場合に限る）については、業務に支障がない場合認めるものとします。障害児 |
| (2) 相談支援専門員の員数  相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数（障害児相談支援対象保護者の数）が35又はその端数を増すごとに1となっていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第3条第2項  障害児基準  第3条第2項 |
| ※　相談支援専門員の配置は１ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましいとされています。  ※　「1ヶ月平均」…当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものです。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とします。  ※　「利用者の数」…指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数を指し、当該特定相談支援事業所が障害児相談支援事業所を一体的に運営している場合には、障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数についても含むものとします。計画  　　障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数を指し、当該障害児相談支援事業所が特定相談支援事業所を一体的に運営している場合には、サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も含むものとします。障害児 | 計画基準  第3条  計画基準解釈通知第二の1の(1)②  障害児基準  第3条  障害児基準解釈通知第二の1（1）② |
| (3) 相談支援専門員の資格要件  相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修等を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降５年度ごとの各年度の末日までに相談支援従事者現任者研修を修了し、必要な実務経験（業務により３年、５年、１０年）を満たしていますか。  ※　詳細は、下記を参照してください。  「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第227号）計画  「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第225号）障害児 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第3条  障害児基準  第3条 |

◆人員、運営に関する基準

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| ２－２  従業者  （続き）  計画  障害児 | (4) 中立公正性の担保  利用者が利用する障害福祉サービス事業所（自立生活援助事業所を除く）等の業務と兼務しない相談支援専門員及び相談支援員が継続サービス利用支援を実施していますか。計画  　障害児が利用する障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設の業務と兼務しない相談支援専門員が継続障害児支援利用援助を実施していますか。障害児 | ☐いる  ☐いない | 計画基準解釈通知第二の１の(1)  障害児基準解釈通知第二の1(1) |
| ※　中立性の確保や異なる視点での検討が欠如しかねないことから次に掲げる場合を除き、相談支援専門員及び相談支援員が担当する利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務との兼務はできません。  　①身近な地域に相談支援事業者がない場合計画　障害児  　②支給の決定又は変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、  当該決定等から概ね３か月以内の場合計画　障害児  ③その他市町村がやむを得ないと認める場合計画 |
| (5) 相談支援員  　　指定障害児相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、事業所に相談支援員を置いていますか。  計画　障害児   1. 当該指定障害児相談支援事業所が機能強化型サービス利用支援費（障害児相談支援の場合は、機能強化型障害児支援利用援助費）の算定要件を満たしていること。 2. 主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていること。   ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催  イ 全ての相談支援員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の継続的な実施  ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援員に対する、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的とした指導、助言  当該要件については、相談支援員を配置している期間において継続的に満たすことを要するが、やむを得ない理由により一時的に要件を満たさない場合であって、かつ、今後速やかに要件を満たすことが見込まれる場合には、この限りではない。  この場合において、相談支援事業者は、当該相談支援員を、指定障害児相談支援若しくは指定地域相談支援の事業を行う事業所又は指定障害福祉サービスの事業等の指定自立生活援助の事業を行う事業所の職務その他これに類する職務に従事させることができるものとする。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第3条第4項  計画基準解釈通知第二の1の(1)③  障害児基準  第3条第4項  障害児基準解釈通知第二の1（1）③ |
| (6) 相談支援員の資格要件  　　配置される相談支援員については、専ら相談支援事業所の職務に従事する者である者であって、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものですか。  ※原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。ただし、一体的に管理運営される指定特定相談支援事業所若しくは指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所その他これに類する業務に従事させることはできるものとしており、その他これに類する業務とは、基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業等の業務とする。もっとも、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村等が認める場合に限る。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第3条第4項  計画基準解釈通知第二の1の(1) ③  障害児基準  第3条第4項  障害児基準解釈通知第二の1の(1) ③ |

◆人員、運営に関する基準

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| ２－３  従業者  地域移行  地域定着 | 1. 従業者の専従   一般相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する者を配置していますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第3条第1項・第40条  地域基準解釈通知第二の1(1) |
| ※　一般相談支援事業所とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業所をいいます。 |
| (2) 相談支援専門員の配置  (1)の従事者のうち１人以上は、相談支援専門員を配置していますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第3条第2項・第40条 |
| (3) 相談支援専門員の要件  相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修等を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降５年度ごとの各年度の末日までに相談支援従事者現任者研修を修了し、必要な実務経験（業務により3年、5年、10 年）を満たしていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第3条第2項・第40条 |
| ※　詳細は、「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24 年厚生労働省告示第226 号）を参照してください。 |
| ３－１  管理者  共通 | 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準第4条  地域基準  第4条・第40条  障害児基準第4条  計画基準解釈通知第二の1の(2)  障害児基準解釈通知第二の1の(2)  地域基準解釈通知第二の1(2) |
| ※　以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務や併設する事業所の業務等を兼ねることができます。  (1) 当該相談支援事業所の従業者としての業務に従事する場合 共通  (2) 当該相談支援事業所以外の他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する場合であって、当該他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する時間帯も、当該相談支援事業所の利用者へのサービス（障害児への支援の）提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合　共通  また、当該指定特定相談支援事業所【当該指定障害児相談支援事業所】に併設され、一体的に管理運営する事業所における管理者又は指定障害児相談支援事業所【指定特定相談支援事業所】、指定自立生活援助事業所若しくは指定一般相談支援事業所の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。なお、管理者は、指定計画相談支援若しくは指定障害児相談支援の従業者である必要はないものである。  計画 障害児 ※下線部を【　】内に読替    また、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。なお、管理者は、指定地域移行支援の従業者である必要はないものである。　地域 |
| ３－２  従たる事業所を設置する場合の特例  計画  障害児 | 1. 従たる事業所の設置   主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置していますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準第4条の2  障害児基準第4条の2  計画基準解釈通知第二の1の(3)  障害児基準解釈通知第二の1の(3) |
| 1. 従たる事業所の従業者   　従たる事業所を設置する場合において、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうち、それぞれ１人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員となっていますか。 | ☐いる  ☐いない |

◆運営に関する基準

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| ３－２  従たる事業所を設置する場合の特例  （続き）  計画  障害児 | ※　指定は、原則としてサービス提供を行う事業所ごとに行うものですが、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができます。  ① 人員及び設備に関する要件  ア 「従たる事業所」において専従の従業者が１人以上確保されていること。  イ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30 分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。  ウ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。  ② 運営に関する要件  ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。  イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。  ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。  エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。  オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。 |  |  |
| ４  労働条件の明示  共通 | 管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 | ☐いる  ☐いない | 労働基準法  第15条  労働基準法  施行規則  第5条 |
| ※　労働契約において、法で求めているのは下記のような条件を書面で明示することとされています。  ① 労働契約の期間  ② 就業の場所・従事する業務の内容  ③ 始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇等  ④ 賃金  ⑤ 退職に関する事項（解雇の事由を含む）  ⑥ 期間の定めのある契約を更新する場合の基準　など |

◆運営に関する基準

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| ５  内容及び手続きの説明及び同意  共通 | (1) 重要事項の説明  利用の申込みがあった際は、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（※）について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供の開始につき、当該利用申込者の同意を得ていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第5条第1項  地域基準  第5条第1項  ・第45条  障害児基準  第5条第1項  計画基準解釈通知第二の2の(1)  地域基準解釈通知第二の2の(1)  障害児基準解釈通知第二の2の(1) |
| ※サービスの選択に資すると認められる重要事項は、以下のとおりです  ① 運営規程の概要  ② 従業者の勤務の体制  ③ 事故発生時の対応  ④ 苦情処理の体制　等 |
| ※　同意は、利用者及び事業所双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいとされています。  なお、利用者の承諾を得た場合には書面により記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 |
| (2) 利用契約  利用契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条の規定に基づき書面（利用契約書等）を交付していますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第5条第2項  地域基準  第5条第2項・第45条  障害児基準  第5条第2項  計画基準解釈通知第二の2の(1)  地域基準解釈通知第二の2の(1)  障害児基準解釈通知第二の2の(1) |
| ※ 利用契約書には、次の事項を記載してください。  ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  ② 当該事業の経営者が提供するサービスの内容  ③ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  ④ サービスの提供開始年月日  ⑤ サービスに係る苦情を受け付けるための窓口  ※　契約日、契約の終期が空欄である、契約更新をしていない（自動更新規定を設けていない。）等の指摘例があります。  ※　利用契約書・重要事項説明書が運営規程や運営実態と合っているか、旧法の用語がないか点検してください。  ※　なお、利用者の承諾を得た場合には書面により記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 |
| ６  契約内容の報告  計画  障害児 | (1) 市町村への報告  利用契約をしたときは、契約成立の旨を市町村に対し遅滞なく報告していますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第6条第1項  地域基準  第6条・第45条  障害児  基準第6条第1項 |
| (2) 計画書の提出　計画　障害児  利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出していますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第6条第2項  障害児基準  第6条第2項  計画基準解釈通知第二の2の(2) |
| ※　モニタリング結果について、次に掲げる場合その他必要な場合に市町村に報告してください。  ① 支給決定の更新や変更が必要となる場合  ② 対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合  ③ モニタリング実施月を設定し直す必要がある場合 |

◆運営に関する基準

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| ７  提供拒否の禁止  共通 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | ☐いない  ☐いる | 計画基準  第7条  地域基準  第7条・第45条  障害児基準  第7条  計画基準解釈通知第二の2の(3)  地域基準解釈通知第二の2の(3)  障害児基準解釈通知第二の2の(3) |
| ＜正当な理由＞  ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  ② 利用申込書の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合  ④ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合　等 |
| ※　特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。 |
| ※　行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算又は高次脳機能障害支援体制加算（以下「体制整備加算」という。）を算定している相談支援事業者にあっては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障害児者、医療的ケアが必要な障害児者又は精神障害を有する障害児者又は高次脳機能障害を有する障害者児等からの利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められないので留意してください。  計画　障害児 |
| ８  サービス提供困難時の対応  共通 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第8条  地域基準  第9条・第45条  障害児基準  第8条 |
| ９－１  受給資格の確認  計画 | 1. 受給者証による確認   サービスの提供に当たっては、受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援対象障害者であること、モニタリング期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有無及び支給決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等を確かめていますか。  ※電磁的記録による作成、保存等の対象外です。従来どおり受給者証による確認を行ってください。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第9条 |
| 1. 計画案提出依頼書による確認   支給決定又は地域相談支援給付決定を受けていない障害者等について、サービス等利用計画案を作成するときは、当該障害者等の提示する市町村が通知したサービス等利用計画案提出依頼書によって、市町村からサービス等利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準解釈通知第二の2の（5） |
| ９-２  受給資格の確認  地域移行  地域定着 | サービスの提供に当たっては、地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付決定対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確かめていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第10条・第45条  地域基準解釈通知第二の2の(6)  ※電磁的記録による作成、保存等の対象外です。従来どおり受給者証による確認を行ってください。 |
| ９-３  受給資格の確認  障害児 | (1) 受給者証による確認  サービスの提供に当たっては、通所受給者証によって、障害児相談支援対象保護者であること、モニタリング期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめていますか。 | ☐いる  ☐いない | 障害児基準  第9 条  障害児基準解釈通知第二の2の(5) |
| (2) 計画案提出依頼書による確認  通所支給決定を受けていない障害児の保護者について、障害児支援利用計画案を作成するときは、当該障害児の保護者の提示する市町村が通知した障害児支援利用計画案提出依頼書によって、市町村から障害児支援利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめていますか。 | ☐いる  ☐いない | 障害児基準解釈通知第二の2の（5） |

◆運営に関する基準

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| １０-１  支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助  計画  障害児 | 支給決定、地域相談支援給付決定又は通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定、地域相談支援給付決定又は通所給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定、地域相談支援給付決定又は通所給付決定の申請について、必要な援助を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第10条  障害児基準  第10条 |
| １０-２  地域相談支援給付決定の申請に係る援助  地域移行  地域定着 | (1) 支給決定を受けていない者  地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第11条第1項・第45条 |
| (2) 利用継続のための支援  地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第11条第2項・第45条 |
| １１  身分を証する書類の携行  共通 | 相談支援専門員又は地域移行(定着)支援従事者に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第11条  地域基準  第14条・第45条  障害児基準  第11条  計画基準解釈通知第二の2の（7）  地域基準解釈通知第二の2の（8）  障害児基準解釈通知第二の2の（7） |
| ※　証書等には、当該事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。   |  |  | | --- | --- | | 身分を証する書類の記載事項について、記載しているものにチェックをつけてください。 | 携行の有無にチェックをつけてください。 | | ☐事業所の名称　☐従業者の氏名  ☐職能　　　　　☐従業者の写真 | ☐初回訪問時  ☐求められたとき | |
| １２  計画相談支援給付費等の額等の受領  共通 | (1) 法定代理受領を行わない場合  法定代理受領を行わないサービスを提供した際には、その利用者から当該サービスに係る計画相談支援給付費等の額の支払いを受けていますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし | 計画基準  第12条  地域基準  第17条・第45条  障害児基準  第12条 |
| (2) 交通費の受領  利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし |
| ※　当該費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得なければなりません。 |
| (3) 領収書の交付  (1)～(2)の費用の額の支払いを受けた場合は、利用者に対し、領収書を交付していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし |

◆運営に関する基準

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| １３  利用者負担額に係る管理  計画  障害児 | (1)　利用者負担額の管理  サービスを提供している利用者等が相談支援と同一の月に受けた障害福祉サービス等につき、利用者負担額合計額を算定していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし | 計画基準  第13条  障害児基準  第13条 |
| (2)　利用者負担額の報告及び通知  利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び障害福祉サービス等を提供した障害福祉サービス事業者等に通知していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし |
| １４  計画相談支援給付費等の額に係る通知  共通 | (1)　利用者への通知  法定代理受領により計画相談支援給付費等の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る計画相談支援給付費等の額を通知していますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第14条  地域基準  第18条・第45条  障害児基準  第14条 |
| ※　通知には、通知の日、サービス利用月（必要に応じて利用の内訳）、給付費等の支給を受けた日、給付費額等を記載します。  ※　通知は給付費の支給日以降に発出してください。 |
| (2)　サービス提供証明書の交付  利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合は、サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対して交付していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし |
| １５－１  具体的取扱方針  計画  障害児 | 1. 相談支援員が業務への関り   ①　当該相談支援員に対して指導及び助言を行う主任相談支援専門員等が当該相談支援員の業務の状況等を把握し、助言等を定期的に行う体制を確保した上で利用者に対する支援を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画　障害児  基準解釈通知第二２の（11） |
| ② 相談支援員については、次の業務を単独で行うことはでき  ないが、当該主任相談支援専門員等が行うこれらの業務場面に同行した上で、利用者に対する支援のプロセス全体に関わっていますか。  ※上記②の「次の業務」は、下記のとおりとする。  サービス等利用計画案の説明及び同意並びに交付、サービス担当者会議の開催等による利用者の意向等の再確認及び専門的意見の聴取、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の説明及び同意、サービス等利用計画の交付、サービス等利用計画及びモニタリング期間の変更 | ☐いる  ☐いない | 計画　障害児  基準解釈通知第二２の（11） |
| 1. 相談支援専門員による計画の作成   管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。計画  　　管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。障害児 | ☐いる  ☐いない | 計画　障害児  基準第15条  第1項第1号 |
| (3) 利用者意思決定支援の配慮  　　サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮していますか。【障害児等の意思をできる限り尊重するための配慮をしていますか。】  　計画　障害児 ※下線部を【　】内に読替 | ☐いる  ☐いない | 計画　障害児  基準第15条  第1項第2号 |
| (4) サービスの基本的留意点  サービスの提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画　障害児  基準第15条  第1項第3号 |
| ※　計画相談支援等は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要です。 | 計画　障害児  基準解釈通知  第二の2の(11)の② |

◆運営に関する基準

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| １５－１  具体的取扱方針  （続き）  計画  障害児 | (5)　利用支援  ① 計画作成の基本理念  サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援の配慮をしつつ【障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くなど、当該障害児の意見をできる限り尊重するための配慮をしつつ】、利用者の希望等を踏まえて作成に努めていますか。  計画　障害児 ※下線部を【　】内に読替 | ☐いる  ☐いない | 計画　障害児  基準第15条  第2項第1号 |
| ※サービス等利用計画の作成にあたっては,「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すること。  ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。  イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。  ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。計画  ※障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くなど、当該障害児の意見をできる限り尊重するための配慮をしつつ、障害児等の希望等を踏まえて作成することが基本であることを明記したものである。当該配慮にあたっては、追ってお示しする「支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優  先考慮の手引き」に十分留意しつつ行うこと。　障害児  ※相談支援専門員については、上記を適切に行うため、都道府県が実施する相談支援専門員を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい。　計画　障害児 | 計画  基準解釈通知  第二の2の(11)の③  障害児  基準解釈通知  第二の2の(11)の④ |
| ② 継続的かつ計画的な福祉サービスの利用  　サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画　障害児  基準第15条  第2項第2号  計画　障害児  基準解釈通知  第二の2の(11)④  障害児  基準解釈通知  第二の2の(11)⑤ |
| ※　継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長することがあってはなりません。 |
| 1. 総合的な支援計画の策定   サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点及びインクルージョンの観点から、障害福祉サービス  等又は地域相談支援に加えて、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めていますか。  計画  障害児支援利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点及びインクルージョンの観点から、通所支援に加えて、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めていますか。  障害児 | ☐いる  ☐いない | 計画　障害児  基準第15条  第2項第3号 |
| ※　保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用、児童の保育所等への移行支援並びに入所施設や及び精神科病院から地域への移行支援等の取組等も含めて計画に位置付けることにより総合的な計画となるように努めてください。 | 計画  基準解釈通知  第二の2の(11)の⑤  障害児  基準解釈通知  第二の2の(11)の⑥ |

◆運営に関する基準

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| １５－１  具体的取扱方針  （続き）  計画  障害児 | ④ 利用者等によるサービスの選択  サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における障害福祉サービス事業者等又は一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。  計画  　障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における障害児通所支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。障害児 | ☐いる  ☐いない | 計画　障害児  基準第15 条  第2項第4号  計画  基準解釈通知  第二の2の(11)の⑥  障害児  基準解釈通知  第二の2の(11)の⑦ |
| ※　特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによる計画案を最初から提示することがあってはなりません。 |
| ⑤ アセスメントの実施  サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画　障害児  基準第15条  第2項第5号 |
| ※　アセスメントは、利用者が既に提供を受けている福祉サービス等や障害者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要です。 | 計画  基準解釈通知  第二の2の(11)  の⑦  障害児  基準解釈通知  第二の2の(11)  の⑧ |
| ※　アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものです。  　　そのため、必要に応じ、自らが行うアセスメントに加え、専門機関が行うアセスメント等を本人同意のもと活用することも重要です。 |
| ※　アセスメントの記録は、５年間保存してください。 |
| ⑥ 適切な意思決定支援の実施　計画  アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握していますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画  基準第15条  第2項第6号 |
| ※　相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。 | 計画　障害児  基準解釈通知  第二の2の(11)の⑧ |
| ⑦ アセスメントにおける留意点  　アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接していますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画  基準第15条  第2項第7号  障害児  基準第15条  第2項第6号  計画　障害児  基準解釈通知  第二の2の(11)の⑨ |
| ※　利用者が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認することが必要である。そのため、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならないものである。 |

◆運営に関する基準

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| １５－１  具体的取扱方針  （続き）  計画  障害児 | ⑧ 計画案の作成  利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における障害福祉サービス等又は地域相談支援（計画）、通所支援（障害児）、が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、次の項目を記載したサービス等利用計画案または障害児支援利用計画案を作成していますか。  ☐利用者及びその家族の生活に対する意向  ☐総合的な援助の方針  ☐生活全般の解決すべき課題  ☐提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期  ☐福祉サービス等の種類、内容、量  ☐福祉サービス等を提供する上での留意事項  ☐モニタリング期間に係る提案 等 | ☐いる  ☐いない | 計画　障害児  基準第15条  第2項第8号  障害児  基準第15条  第2項第7号 |
| ※　モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう利用者の心身の状況や相談支援事業者が必要な利用者との関わりの内容・頻度等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案してください。  利用者の心身の状況や生活環境等により丁寧な関わりが必要と判断すべき状況にある利用者については、実施標準期間より高い頻度のモニタリング期間を提案する。 | 計画　障害児  基準解釈通知  第二の2の(11)  の⑩ |
| ※　目標達成時期には、モニタリングの実施により、計画及び各障害福祉サービス等又は地域相談支援（計画）、通所支援（障害児）の評価を行い得るようにすることが重要です。 |
| ⑨ 短期入所の計画案への位置付け  相談支援専門員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合は、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしていますか。計画 | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし | 計画基準  第15条第2項第9号 |
| ※　短期入所の利用日数に係る「日数が年間180日を越えない」という目安については、当該計画案の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、年間180日以内であるかについて機械的な適用を求めるものではありません。 | 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑪ |
| ※　利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を越えて短期入所の利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所を当該計画案に位置付けることも可能です。 |
| ⑩ 日中サービス支援型共同生活援助利用者に対する計画相談支援について　計画  共同生活援助のうち日中サービス支援型共同生活援助の利用者に対する計画相談支援の提供については、モニタリング実施標準期間を3か月間としていますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし | 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑫ |
| ※　日中サービス支援型共同生活援助の利用者に対する計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、他の類型の共同生活援助よりも短く3月間としていることに留意してください。 |
| ※　適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型共同生活援助を行う事業者と計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましいので、他の特定相談支援事業者と連携して計画相談支援を提供するよう、あわせて留意してください。 |
| ⑪ 計画案の説明及び同意  サービス等利用計画案または障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、利用者負担が生じる介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該計画案の内容について、利用者等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。  ※　相談支援員がサービス等利用計画案または障害児支援利用計画案の原案の作成までの業務を担う場合には、提供する相談支援の連続性や利用者との関係性の醸成の観点から、担当する相談支援専門員又は主任相談支援専門員の指導の下、当該相談支援員が利用者への説明に同席することが望ましい。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第15条第2項第10号  障害児基準  第15条第2項第8号  計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑬  計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑪ |

◆運営に関する基準

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| １５－１  具体的取扱方針  （続き）  計画  障害児 | ⑫ 計画案の交付  サービス等利用計画案または障害児支援利用計画案を作成した際には、当該計画案を遅滞なく利用者等に交付していますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第15条第2項第11号  障害児基準  第15条第2項第9号  計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑭  障害児基準解釈通知第二の2の(11)の⑫ |
| ※　交付した計画案は、５年間保存してください。 |
| ⑬ サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取  支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、障害福祉サービス事業者等、一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認した上で、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。計画  　　通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、障害児通所支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、サービス担当者会議の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。障害児 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第15条第2項第12号  障害児基準  第15条第2項第10号 |
| ※　計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催等により、【利用者の望む生活やサービスへの希望等を改めて参加者全員で共有した上で、】当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めなければなりません。  　　計画　障害児 ※【　】内の記載を省略  ※サービス担当者会議については、原則として利用者等が同席した上で行わなければならない。計画  ※サービス担当者会議については、障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者が参加することが望ましい。障害児  ※様々な専門的見地からの意見等を踏まえてサービス等利用計画または障害児利用支援計画を作成するため、サービス担当者会議には担当者のみならず、必要な本人の生活に関係する者や支援関係者が参加するよう、調整に努めること。  ※相談支援員がサービス等利用計画案の原案の作成までの業務を担う場合には、提供する相談支援の連続性や利用者との関係性の醸成の観点から、担当する相談支援専門員又は主任相談支援専門員の指導の下、当該相談支援員がサービス担当者会議に出席することが望ましい。  ※会議等の記録は、５年間保存してください。 | 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑮  障害児基準解釈通知第二の2の(11)の⑬ |
| ⑭ 計画案の説明及び同意  　サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案または障害児支援利用計画案の内容について、利用者等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第15条第2項の13号  障害児基準  第15条第2項第11号 |

◆運営に関する基準

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| １５－１  具体的取扱方針  （続き）  計画  障害児 | ⑮ 計画の交付  　サービス等利用計画または障害児支援利用計画を作成した際には、当該計画を遅滞なく利用者等及び福祉サービス等の担当者に交付していますか。   |  | | --- | | 交付している相手方をチェックしてください。 | | ☐利用者等  ☐福祉サービス等の担当者 | | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第15条第2項第14号  障害児基準  第15条第2項第12号  計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑰  障害児基準解釈通知第二の2の(11)の⑮ |
| ※事業者は、相談支援事業者に対し個別支援計画を交付しなければならないこととしており、福祉サービス等の提供事業所と相互に計画書及びモニタリング結果を交換すること並びに相互の会議に出席する等により連携を一層促進することが重要です。  ※交付した計画は、５年間保存してください。 |
| (6) 継続支援  ① 計画の実施状況等の把握及び評価等  　 サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は給付決定に係る申請の勧奨を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画　障害児  基準第15条  第3項第1号 |
| ※　計画相談支援及び障害児相談支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者に提供し続けることが重要です。このために相談支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、各担当者等との連絡を継続的に行うことにより、計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画及びモニタリング期間の変更、各担当者等との連絡調整その他の便宜の提供を行ってください。 | 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑱  障害児基準解釈通知第二の2の(11)の⑯ |
| ※　各担当者等との連絡調整に関する記録は、５年間保存してください。 |
| ② モニタリングの実施  　モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅を訪問し、精神科病院又は障害者支援施設等を訪問し、利用者等に面接を行い、その結果を記録していますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画　障害児  基準第15条  第3項第2号  計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑲  障害児基準解釈通知第二の2の(11)の⑰ |
| ※　計画の作成後においても、利用者及びその家族、各担当者等との連絡を継続的に行い、市が通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅【、障害者支援施設等又は精神科病院】で面接を行い、その結果を記録してください。　計画　障害児 ※【　】内の記載を省略 |
| ※　モニタリングの結果の記録は、５年間保存してください。 |
| ③ 計画及びモニタリング期間の変更  サービス等利用計画または障害児支援利用計画の変更に当たっては、  計画(3)①から⑨及び⑫から⑭までに  障害児(3)①から⑦及び⑩から⑫までに  規定された一連の業務を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画　障害児  基準第15条  第3項第3号 |
| ④ 入所時の支援  　適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が施設等への入所又は入院を希望する場合には、施設等への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし | 計画　障害児  基準第15条  第3項第4号 |
| ⑤ 退所・退院時の支援  障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行  う等の援助を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし | 計画　障害児  基準第15条  第3項第5号 |

◆運営に関する基準

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| １５－１  具体的取扱方針  （続き）  計画  障害児 | ⑥ 就労選択支援に関する必要な援助  相談支援専門員は、利用者が現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、就労移行支援の事業を行う者又は就労継続支援の事業を行う者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供その他必要な援助を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし | 計画  基準第15条  第3項第6号  ※令和7年10月1日から施行 |
| ⑦ 就労選択支援利用におけるサービス等利用計画の見直し  　相談支援専門員は、利用者が就労選択支援を利用している場合には、法第五条第十三項の評価及び同項の整理の結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、就労選択支援の事業を行う者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし | 計画  基準第15条  第3項第7号  ※令和7年10月1日から施行 |
| ⑧ インクルージョンの観点を踏まえた情報提供及び助言  障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児等の選択及びインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし | 障害児  基準第15条  第3項第6号 |
| ⑨ テレビ電話装置等を活用した面接  　相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行っていますか。  　ア アセスメント又はモリタリングに係る利用者がこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号参照）に居住し、かつ、相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。  イ 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。  　※アセスメント及びモニタリングに係る面接については、訪問によることが原則であるため、利用者等に対して、面接方法に係る意向を確認した上で、利用者等が訪問による面接を希望する場合は、極力訪問により面接するよう努めること。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし | 計画　障害児  基準第15条の2  計画基準解釈通知第二の2の(12)の③ |

◆運営に関する基準

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| １５－２  具体的取扱方針  地域移行 | (1) 指定地域移行支援従事者による地域移行支援計画の作成  管理者は、従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域移行支援計画の作成その他地域移行支援に関する業務を担当させていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第19条第1号  地域基準解釈通知第二の2の(13)の① |
| (2) 相談支援専門員による技術的指導及び助言  管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の従事者に対して、利用者の状況に応じた適切かつ効果的な支援を行うための技術的指導及び助言を行わせていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第19条第2号  地域基準解釈通知第二の2の(13)の② |
| 1. 事業者は、地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第19条第3号 |
| (4) 利用者の意思決定の支援への配慮  　指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮していますか。  ※「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すること。  ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。  イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。  ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。  ※相談支援専門員については、利用者の意思決定支援を適切に行うため、都道府県が実施する相談支援専門員を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第19条第4号  地域基準解釈通知第二の2の(13)の③ |
| (5)サービスの基本的留意点  サービスの提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第19条第5号  地域基準解釈通知第二の2の(13)の④ |
| ※　地域移行支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要です。 |
| １５－３  具体的取扱方針  地域定着 | (1) 指定地域定着支援従事者による地域定着支援台帳の作成  管理者は、従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成その他地域定着支援に関する業務を担当させていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第41条第1号 |
| (2) 相談支援専門員による技術的指導及び助言  管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の従事者に対する技術的指導及び助言を行わせていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第41条第2号 |
| (3) 利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第41条第3号 |

◆運営に関する基準

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| １５－３  具体的取扱方針  （続き）  地域定着 | (4) 利用者の意思決定の支援への配慮  　指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮していますか。  ※「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すること。  ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。  イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。  ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。  ※相談支援専門員については、利用者の意思決定支援を適切に行うため、都道府県が実施する相談支援専門員を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第41条第4号  地域基準解釈通知第三の2の(1)の③ |
| (5) サービスの基本的留意点  サービス提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第41条第5号 |
| １６  サービス等利用計画等の書類の交付  計画 障害児 | 利用者等が他の相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画または障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし | 計画基準  第16条  障害児基準  第16条 |
| １７  利用者に関する市町村への通知  共通 | 利用者が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし | 計画基準  第17条  地域基準  第25条・第45条  障害児基準  第17条 |
| １８  管理者の責務  共通 | (1) 管理者は、従業者の管理、サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第18条  地域基準  第26条・第45条  障害児基準  第18条  計画基準解釈通知第二の2の(15)  障害児基準解釈通知第二の2の(15)  地域基準解釈通知第二の2の(20) |
| (2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。  ※管理者の責務を、法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるための指揮命令を行うこととしたものである。 | ☐いる  ☐いない |

◆運営に関する基準

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| １９  運営規程  共通 | 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。  ① 事業の目的及び運営の方針  ② 従業者の職種、員数及び職務内容  ③ 営業日及び営業時間  ④ サービスの提供方法及び内容並びに利用者から受領する費用及びその額  ⑤ 通常の事業の実施地域  ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項  ⑧ その他運営に関する重要事項（苦情解決体制、地域生活支援拠点等である  場合はその旨及び必要な機能のうち満たす機能　等） | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第19条  地域基準  第27条・第45条  障害児基準  第19条  計画基準解釈通知第二の2の(16)  地域基準解釈通知第二の2の（21）  障害児基準解釈通知第二の2の（16） |
| ※　②「従業者」…相談支援専門員、相談支援員又は地域移行（定着）支援従事者とその他の従業者に区分し、員数及び職務の内容を記載してください。なお、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、「○人以上」と記載することも差し支えありません。（重要事項説明書も同様） |
| ※　④「サービスの提供方法及び内容」…サービスの内容及び利用者等から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載してください。「利用者から受領する費用及びその額」については、法定代理受領を行わない場合の相談支援給付費のほかに、通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを行う際の交通費の額を指すものです。 |
| ※　⑤「通常の事業の実施地域」…客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 |
| ※　⑥「事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類」…事業者は障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本としますが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能です。 |
| ※　⑦「虐待の防止のための措置に関する事項」…具体的には以下を指します。  1　虐待の防止に関する担当者の選定  2　成年後見制度の利用支援  3　苦情解決体制の整備  4　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施  5　虐待防止委員会の設置等に関すること　等 |
| ※　⑧「その他運営に関する重要事項」…計画相談支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等（法第77条第４項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）として位置付けられている場合は、その旨を明記してください。 |
| ２０  勤務体制の確保  共通 | (1) 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第20条  地域基準  第28条・第45条  障害児基準  第20条  計画基準解釈通知第二の2の(17)  地域基準解釈通知第二の2の(22)  障害児基準解釈通知第二の2の(17) |
| ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 |
| (2) 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の相談支援専門員に相談支援の業務を担当させていますか。計画　障害児 | ☐いる  ☐いない |
| 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の地域移行（定着）支援従事者によって、地域移行支援を提供していますか。　地域移行　地域定着 |
| ※　相談支援専門員の補助の業務については、この限りではありません。計画　障害児 |
| ※　当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指します。 |
| ※　障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援並びに地域移行（定着）支援事業者の事業所所在地と利用者の退院、退所等した後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の事業者への委託により行われる住居の確保、利用者が地域生活に移行する上で必要な市町村や保健所等の行政機関及び障害福祉サービス事業者等との連絡調整・手続等については、この限りではありません。地域移行　地域定着 |

◆運営に関する基準

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| ２０  勤務体制の確保  （続き）  共通 | (3) サービスに係る業務の一部を他の地域移行（定着）支援事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。地域移行　地域定着 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第28条・第45条 |
| (4) 事業者は、相談支援専門員【地域移行（定着）支援従事者】の資質の向上のために、研修の機会（外部研修への参加のほか、定例会議と兼ねて実施する職場研修、事例研究、意見交換等を含む。）を確保していますか。  ＜研修（研修を兼ねた会議を含む）の回数・内容を記入してください。＞　地域移行・地域定着 ※下線部を【　】内に読替   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 前年度 | 当年度 | 研修・会議の主な内容 | | 回 | 回 |  |   ※　研修内容・回数の定めはありませんが、研修機関の研修、事業所内研修への参加の機会を計画的に確保してください（解釈通知）。  ※　事業所内研修は、従業者の定例会議と兼ねて勉強会や情報交換をするなど、なるべく計画的・定期的に実施してください。  ※　研修・会議は後日内容を確認したり、活用することができるよう、記録や資料を残しておいてください。 | ☐いる  ☐いない | 計画　障害児  基準第20条  第3項  地域基準  第28条第4項・第45条  計画　障害児  基準解釈通知  第二の2の(16)③  地域基準解釈通知第二の2の(22)④ |
| （5）ハラスメントの対策  　　適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画　障害児  基準第20条  第4項  地域基準  第28条第5項・第45条  計画　障害児  基準解釈通知  第二の2の(17)④  地域基準解釈通知第二の2の(22)⑤ | |
| ※ 事業者が講ずべき措置の具体的内容のうち特に留意すべき点  ①職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行って  はならない旨の方針の明確化、従業者への周知・啓発  ②相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当  者及び相談窓口をあらかじめ定め従業者に周知）  ※ 事業者が講じることが望ましい取組  ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者  に対して１人で対応させない等）  ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の  状況に応じた取組） |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 | |
| ２１  業務継続計画の策定  共通 | (1) 業務継続計画の策定  感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画という。」）を策定し、その業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画　障害児  基準第20条の2第1項  地域基準  第28条の2第1項・第45条  計画　障害児  基準解釈通知  第二の2の(18)①②  地域基準解釈通知第二の2の(23)①② | |
| ※　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施は事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  ※　全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  ※　業務継続計画には以下の項目等を記載すること。  ①感染症に係る業務継続計画  　ア 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組みの実  施、備蓄品の確保等）  　イ 初動対応  　ウ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、  関係者との情報共有等）  ②災害に係る業務継続計画  　ア 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフライ  ンが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  　イ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  　ウ 他施設及び地域との連携 |
| (2)研修及び訓練  　　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画　障害児  基準第20条の2第2項  地域基準  第28条の2第2項・第45条  計画　障害児  基準解釈通知  第二の2の(18)③④  地域基準解釈通知第二の2の(23)③④ | |
| ※ 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。  ※ 業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年１回以上）に実施すること。訓練の実施は、実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。  ※ 感染症の業務継続計画に係る研修・訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練と一体的に実施することも差し支えない。 |
| (3)業務継続計画の見直し  　　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画　障害児  基準第20条の2第3項  地域基準  第28条の2第3項・第45条 | |
| ２２  設備及び備品  共通 | (1) 事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第21条  地域基準  第29条・第45条  障害児基準  第21条  計画基準解釈通知第二の2の(19)  地域基準解釈通知第二の2の(24)  障害児基準解釈通知第二の2の(19) |
| ※　他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、双方の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。 |
| (2) 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けていますか。 | ☐いる  ☐いない |
| ※　専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区別される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。  ※　区分されていない場合は特に、利用者等の個人情報の管理に細心の注意を図るとともに、利用者等に関する情報が漏れることのないよう厳重に対応すること。 |
| (3) 利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保していますか。 | ☐いる  ☐いない |
| ※　相談のためのスペース等は、利用者が直接出入りできるとともに、相談内容が周囲に聞こえにくいようにするなど、利用者等が利用しやすく相談しやすい構造にしてください。 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 | |
| ２３  衛生管理  共通 | (1) 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第22条第1項  地域基準  第30条第1項・第45条  障害児基準第22条第1項  労働安全衛生法第66条 |
| ※　常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施しなければなりません。 |
| (2) 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第22条第2項  地域基準  第30条第2項・第45条  障害児基準  第22条第2項 |
| ※　従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や感染予防のための備品等を備えるなど対策を講じてください。 |
| (3) 事業者は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じていますか。 |  | 計画基準  第22条第3項  地域基準  第30条第3項・第45条  障害児基準  第22条第3項  計画基準解釈通知第二の2の(20)②ア  地域基準解釈通知第二の2の(25)②ア  障害児基準解釈通知第二の2の(20)②ア |
| ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。  この場合において、委員会はテレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。 | ☐いる  ☐いない |
| ※　感染対策委員会は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など指定特定相談支援事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 |
| ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準解釈通知第二の2の(20)②イ  地域基準解釈通知第二の2の(25)②イ  障害児基準解釈通知第二の2の(20)②イ |
| ※　指針には平常時の対策及び発生時の対応を規定すること。  平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等。また、発生時における事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことが必要である。 |
| ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準解釈通知第二の2の(20)②ウ  地域基準解釈通知第二の2の(25)②ウ  障害児基準解釈通知第二の2の(20)②ウ |
| ※　事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。  ※　平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要である。訓練は、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。訓練の実施は、実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 | |
| ２４  掲示  共通 | (1) 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、サービスの実施状況、相談支援専門員又は地域移行(定着)支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第23条  地域基準  第31条・第45条  障害児基準  第23条  計画基準解釈通知第二の2の(21)  地域基準解釈通知第二の2の(26)  障害児基準解釈通知第二の2の(21) |
| ※　体制整備加算を算定する場合については、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置していることが分かるよう、併せて掲示してください。計画　障害児   |  | | --- | | 掲示しているものにチェックしてください。 | | ☐運営規程の概要　　　 　☐サービスの実施状況  ☐相談支援専門員又は地域移行（定着）支援従事者の有する資格、経験年数  ☐体制整備加算を算定している場合、必要となる研修修了者を配置していること  ☐勤務の体制  ☐その他の利用申込者のサ－ビスの選択に資すると認められる重要事項 | |
| (2)　(1)の重要事項の公表に努めていますか。 | ☐いる  ☐いない |
| ※　ホームページによる掲載など、適宜工夫してください。  ※　体制整備加算に関する事項については、掲示だけでなく公表もしてください。計画　障害児 |
| ２５  秘密保持  共通 | (1)　従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | ☐いない  ☐いる | 計画基準  第24条  地域基準  第32条・第45条  障害児基準  第24条  計画基準解釈通知第二の2の(22)  地域基準解釈通知第二の2の(27)  障害児基準解釈通知第二の2の(22) |
| ※　秘密を保持すべき旨について誓約書等を徴するなどの措置を講じてください。 |
| (2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | ☐いる  ☐いない |
| ※　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講じてください。 |
| (3) サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書（個人情報提供同意書）により当該利用者又はその家族の同意を得ていますか。 | ☐いる  ☐いない |
| ※　書面等で同意を得てください。 |
| ２６  広告  計画 障害児 | 事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていませんか。 | ☐いない  ☐いる | 計画基準  第25条  障害児基準  第25条 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 | |
| ２７－１  障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止  計画  障害児 | (1) 事業者及び管理者は、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。 | ☐いない  ☐いる | 計画基準  第26条第1項  障害児基準  第26条 |
| ※　例えば、事業者又は管理者が、同一法人系列の福祉サービス事業者による福祉サービスのみを位置付けるように指示すること等により、利用者の解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービス事業者による福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指します。 | 計画基準解釈通知第二の2の(23)の①  障害児基準解釈通知第二の2の(23)の① |
| (2) 相談支援専門員は、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。 | ☐いない  ☐いる | 計画基準  第26条第2項  障害児基準  第26条  計画基準解釈通知第二の2の(23)の②  障害児基準解釈通知第二の2の(23)の② |
| ※　例えば、相談支援専門員が、同一法人系列の福祉サービス事業者による福祉サービスのみを利用することを指示すること等により、利用者の解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービス事業者による福祉サービスの利用を妨げることを指します。 |
| (3) 事業者及びその従業者は、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。 | ☐いない  ☐いる | 計画基準  第26条第3項  障害児基準  第26条 |
| ２７－２  障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止  地域移行  地域定着 | (1) 事業者は、特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | ☐いない  ☐いる | 地域基準  第34条第1項・第45条 |
| (2) 事業者は、特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。 | ☐いない  ☐いる | 地域基準  第34条第2項・第45条 |
| ２８-１  事故発生時の対応  共通 | 1. 事業者は、サービス提供に際し事故が発生した場合は、市町村に報告し、利用者（当事者）の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第28条  地域基準  第36条・第45条  障害児基準  第28条  計画基準解釈  通知第二の2の(25)  地域基準解釈通知第二の2の(30)  障害児基準解釈通知第二の2の(25) |
| ※　事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいとされています。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えありません。 |
| 1. (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。 | ☐いる  ☐いない |
| 1. 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | ☐いる  ☐いない |
| ※　賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。 |
| 1. 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | ☐いる  ☐いない |
| ※　「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）を参考にしてください。 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 | |
| ２８-２  苦情解決  共通 | 1. 提供したサービス又は計画に位置付けた福祉サ－ビス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。   ※苦情受付体制を記載してください。   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 職名 | 氏名 | | 苦情受付担当者 |  |  | | 苦情解決責任者 |  |  | | 第三者委員 |  |  | |  |  | | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第27条第1項  地域基準  第35条・第45条  障害児基準  第27条第1項  計画基準解釈通知第二の3の(24)の①  地域基準解釈通知第二の2の(29)の①  障害児基準解釈通知第二の2の(24)の① |
| ※　「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。  ① 苦情を受け付けるための窓口を設置する。  ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。  ③ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書（重要事項説明書）に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。  ④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。 |
| 1. 苦情について、受付日、内容等を記録していますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画　障害児  基準第27条  第2～7項  地域基準  第35条第2～7項・第45条  計画　障害児  基準解釈通知  第二の2の(24)の② |
| ※ 対応策、対応結果等を記載できる様式を定めることが必要です。  ※　当該記録は、５年間保存してください。  ※　苦情解決の仕組みについては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日厚生省通知・平成29年3月7日最終改正）を参考にしてください。 |
| 1. 市町村等が行う調査等への協力、改善、報告について、次のとおり対応していますか。   ① 提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、当該事業所の帳簿書類等の検査（実地指導等）に応じていますか。  また、利用者等の苦情に関して市町村が行う調査に協力し、市町村の指導等があった場合、必要な改善を行っていますか。  ② 提供したサービスに関し、法第11条第2項の規定により県知事が行う帳簿書類等の提出、提示の命令、当該職員からの質問（実地指導等）に応じていますか。  ③ 提供したサービスに関し、法第51条の27第2項計画※の規定により市町村長が行う帳簿書類等の提出、提示の命令又は当該職員からの質問、帳簿書類等の検査に応じていますか。  　　　※地域移行 地域定着　法第５１条の27第１項  　　　　障害児　児童福祉法第５７条の３の２第１項  ④ 利用者等からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力し、県知事又は市町村長から指導等があった場合は、必要な改善を行っていますか。  ⑤ 市町村長等から求めがあった場合に、①から④の改善内容を報告していますか。  ⑥ 運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査、あっせんにできる限り協力していますか。 | ☐いる  ☐いない |  |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ２９  虐待の防止  共通 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じていますか。 | |  | 計画　障害児  基準第28条の2  地域基準  第36条の2・第45条  計画基準解釈  通知第二の2の(26)  地域基準解釈通知第二の2の(31)  障害児基準解釈通知第二の2の(25) |
|  | (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。（委員会はテレビ電話装置等を活用する方法により開催することができる。） | ☐いる  ☐いない |
| ※ 虐待防止委員会の役割  ① 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）  ② 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）  ③ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）  ※ 虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めるものとする。なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可。虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。  ※ 虐待防止委員会の具体的対応  ① 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。  ② 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。  ③ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。  ④ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。  ⑤ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。  ⑥ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  ⑦ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。  ※　事業者は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。  ① 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方  ② 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項  ③ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針  ④ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針  ⑤ 虐待発生時の対応に関する基本方針  ⑥ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  ⑦ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針  ※　なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、５年間保存すること。 |
|  | (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。 | ☐いる  ☐いない |
| ※　指針を作成した事業所においては指針に基づき虐待防止の徹底を図るものとする。  ※　事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である、なお、研修の実施、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。  ※　研修の実施内容を適切に記録の上、５年間保存すること。 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | 点検 | 根拠 | |
| ２９  虐待の防止  （続き）  共通 |  | (3) (2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。　　　（職・氏名）  虐待防止担当者 | ☐いる  ☐いない |  | |
| ※　虐待防止担当者は、相談支援専門員を配置すること。なお、当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業の実施について」（平成18 年８月１日障発第0801002 号）の別紙２「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記２－４の３（３）の都道府県が行う研修に参加することが望ましい。 |
| ３０  会計の区分  共通 | 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第29条  地域基準  第37条・第45条  障害児基準  第29条 |
| ３１  記録の整備  共通 | 1. 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | | ☐いる  ☐いない | 計画基準  第30条  地域基準  第38条・第45条  障害児基準  第30条 |
| 1. 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、サービスを提供した日から５年間保存していますか。   計画　障害児  ① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録  ② 個々の利用者ごとの次に掲げる事項を記載した相談支援台帳  ア サービス等利用計画案及びサービス等利用計画  イ アセスメントの記録  ウ サービス担当者会議等の記録  エ モニタリングの結果の記録  ③ 市町村への通知に係る記録（項目１７参照）  ④ 苦情の内容等の記録  ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | | ☐いる  ☐いない |
| 地域移行　地域定着  ① 提供した地域移行（定着）支援に係る必要な事項の提供の記録  ② 地域移行支援計画（地域定着支援台帳）  ③ 市町村への通知に係る記録  ④ 苦情の内容等の記録  ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | |
| ３２  連絡調整に対する協力  地域移行  地域定着 | サービスの利用について市町村又は特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力していますか。 | | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第8条・第45条  地域基準解釈通知第二の2の(4) |
| ※　市町村又は特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、地域移行支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力してください。 | |
| ３３  心身の状況等の把握  地域移行  地域定着 | サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第12条・第45条 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 | |
| ３４  障害福祉サービス事業者等との連携  地域移行  地域定着 | (1) サービス提供時の関係機関等の連携  サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第13条第1項・第45条 |
| (2) サービス提供終了に伴う関係機関等との連携  サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第13条第2項・第45条 |
| ３５  サービス提供の記録  地域移行  地域定着 | 1. 記録の時期   サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、当該サービスの提供の都度、記録していますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第15条第1項・第45条 |
| (2) 利用者の確認  (1)の記録に際しては、利用者からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第15条第2項・第45条 |
| ３６  利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲  地域移行  地域定着 | (1) 金銭の支払いの範囲  事業者が利用者に対して金銭の支払いを求める場合、金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払いを求めることが適当であるものに限られていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準第16条第1項・第45条  地域基準解釈通知第二の2の(10) |
| ※　曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできません。  ※　次の要件を満たす場合、利用者に金銭の支払いを求めることは差し支えありません。  ① サービスの提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。  ② 利用者に求める金額、その使途及び金銭の支払いを求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。 |
| (2) 金銭の支払いに係る支給決定障害者等への説明  (1)により金銭の支払を求める際は、金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得ていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準第16条第2項・第45条 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 | |
| ３７  地域移行支援計画の作成  地域移行 | (1) 個別支援計画の作成  事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた地域移行支援計画を作成していますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準第20条第1項 |
| ※　地域移行支援計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定地域移行支援の目標及びその達成時期、指定地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載してください。  ※　なお、地域移行支援計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。 |
| (2) アセスメント  地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準第20条第2項 |
| (3) 適切な意思決定の支援  　従事者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握していますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準第20条第3項 |
| (4) 利用者への面接  アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準第20条第4項 |
| (5) アセスメントに当たっては、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準第20条第4項 |
| (6) 原案の作成  アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成していますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準第20条第5項 |
| ※　地域移行支援事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めてください。 |
| (7) 計画作成に係る会議  計画作成会議を開催し、利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準第20条第6項  地域基準解釈通知第二の2の(14) |
| ※　利用者及び利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者を招集して行う計画作成会議を開催し、利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、地域移行支援計画の原案について意見を求めること。  ※　なお、個別支援会議については、原則として利用者が同席した上で行わなければならない。 |
| (8) 計画の原案の説明・同意  地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準第20条第7項 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 | |
| ３７  地域移行支援計画の作成  （続き）  地域移行 | (9) 計画の交付  地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者及び当該利用者に対して計画相談支援を行う者に交付していますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準第20条第8項 |
| ※　交付した地域移行支援計画は、５年間保存してください。 |
| (10) 計画の変更  地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準第20条第9項、第10項  地域基準解釈通知第二の2の(14) |
| ※　モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議及び個別支援会議を合同で開催又は相互の会議に出席する等の方法により連携強化を図ること。  ※　地域移行支援計画の変更について、(2)から(8)までを準用してください。 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 | |
| ３８  地域における生活に移行するための活動に関する支援  地域移行 | (1) 利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の的確な把握に努めていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第21条第1項 |
| (2) 利用者に対して(1)の支援を提供するに当たっては、おおむね週に１回以上、利用者との対面により行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第21条第2項  地域基準解釈通知第二の2の(15)の② |
| ※　利用者との対面による支援とは、利用者が入所、入院等する障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等や体験宿泊場所への訪問による相談支援や地域生活への移行のための外出時の同行による支援をいいます。 |
| (3) サービスの提供に当たっては、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者との役割分担を明確にするとともに、継続的に連絡調整や支援方針の協議等を行い、各担当者と緊密に連携して、利用者の地域生活への移行に向けた支援を一体的に行うよう努めていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準解釈通知第二の2の(15)の② |
| ３９  障害福祉サービスの体験的な利用支援  地域移行 | 障害福祉サービスの体験的な利用支援について、障害福祉サービス事業者等への委託により行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第22条  地域基準解釈通知第二の2の(16) |
| ※　障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供に当たっては、原則として、同行による支援を行ってください。また、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センター及び委託先の障害福祉サービス事業者等の担当職員と、体験的な利用に当たっての事前の連絡調整や留意点等の情報共有、当該支援を行った際の状況や当該状況を踏まえた今後の支援方針等の情報共有を行うなど、緊密な連携を図ってください。 |
| ４０  体験的な宿泊支援  地域移行 | 体験的な宿泊支援について、次の要件を満たす場所において行っていますか。  (1) 利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えていること。  (2) 衛生的に管理されている場所であること。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第23条  地域基準解釈通知第二の2の(17) |
| ※　体験的な宿泊支援については、地域生活と同様の環境で実施してください。  ※　体験的な宿泊支援の提供に当たっては、原則として、利用者に同行又は宿泊場所への訪問による支援を行ってください。  ※　体験的な宿泊支援について、地域移行支援事業者が自らアパート等を確保して実施する他、障害福祉サービス事業者等への委託により共同生活援助の共同生活住居や短期入所事業所等の空室を活用して行うことができます。 |
| ４１  関係機関との連絡調整  地域移行 | サービスを提供するに当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第24条  地域基準解釈通知第二の2の(18) |
| ※　住居の確保や行政機関の手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、当該利用者の同意を得て代行するなど必要な支援を行ってください。 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 | |
| ４２  情報の提供  地域移行  地域定着 | (1) 利用希望者が、サービスを適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第33条第1項・第45条 |
| (2) 事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていませんか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第33条第2項・第45条 |
| ４３  地域定着支援台帳の作成  地域定着 | (1) 地域定着支援台帳  利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した地域定着支援台帳を作成していますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第42条第1項 |
| (2) アセスメント  地域定着支援台帳の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、適切な方法によりアセスメントを行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第42条第2項 |
| (3) 利用者への面接  アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第42条第3項 |
| (4) アセスメントに当たっては、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第42条第3項 |
| 1. 適切な意思決定の支援   従事者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握していますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第42条第4項 |
| (6) 地域定着支援台帳の変更  地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第42条第5項 |
| ※　地域定着支援台帳の変更について、(2)から(4)までを準用してください。 | 地域基準  第42条第6項 |
| ４４  常時の連絡体制の確保  地域定着 | (1) 常時の連絡体制の確保  利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保していますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第43条第1項  地域基準解釈通知第三の2の(3) |
| ※　「常時の連絡体制の確保」は、夜間等に職員を配置する他、携帯電話等により利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保する方法によることも可能です。 |
| (2) 利用者の状況把握  適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握していますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第43条第2項  地域基準解釈通知第三 の2の(3) |
| ※　利用者の状況把握については、居宅訪問等の見守りによる支援により利用者の状況及び利用者の緊急時等に適切に対応するための情報を把握してください。 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 | |
| ４５  緊急の事態における支援  地域定着 | (1) 緊急時の状況把握  利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第44条第1項 |
| (2) 緊急時の必要な措置  (1)の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じていますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第44条第2項  地域基準解釈通知第三の2の(4)の① |
| ※　一時的な滞在による支援については、利用者への付添いによる見守り等の支援を適切に行ってください。 |
| (3) 一時的な滞在支援  一時的な滞在による支援について、次の要件を満たす場所において行っていますか。  ①　利用者が一時的な滞在を行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えていること。  　②　衛生的に管理されている場所であること。 | ☐いる  ☐いない | 地域基準  第44条第3項  地域基準解釈通知第三の2の(4)の③ |
| ※　地域定着支援事業者が事業所の宿直室等を確保して実施する他、障害福祉サービス事業者等への委託により障害者支援施設や短期入所事業所等の空室を活用できます。 |
| ４６  変更の届出  共通 | (1) 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該障害福祉サービスの事業を再開したときは、１０日以内に市長（障害福祉課）に届け出ていますか。  ※変更に係る指定事項  ① 事業所の名称及び所在地  ② 申請者の名称・主たる事務所所在地、代表者氏名・住所  ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）  ④ 事業所の平面図  ⑤ 事業所の管理者・相談支援専門員（指定地域相談支援の提供に当たる者）の氏名、経歴、住所  ⑥ 運営規程  ⑦ 事業を再開したとき | ☐いる  ☐いない | 法第51条の25  第1項  児福法第24条の32第1項  平18障発第1031001号厚労省部長通知 |
| ※　計画相談支援費等の請求に関しては、報酬が増額するものについては算定する月の前月１５日までに届出が必要です。 |
| (2) 事業の休止・廃止をしようとするときは、休止・廃止予定日の１月前までに届け出ていますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし |

◆業務管理体制の整備

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | | | | 点検 | | 根拠 |
| ４７  業務管理体制の整備  共通 | (1) 業務管理体制の届出  事業所を設置する事業者ごとに、業務管理体制を整備し、市（すべての事業所等が大津市に所在する事業者）、県（市、厚生労働省に届出する以外の事業者）又は厚生労働省（事業所等が２都道府県以上にある事業者）に法令遵守責任者等、業務管理体制の届出をしていますか。　届出年月日：　　　年　　月　　　日  法令遵守責任者　　職名・氏名：  届出先：〔☐大津市・☐滋賀県・☐厚労省・☐その他（　　　　　　）〕 | | | | | ☐いる  ☐いない | | 法第51条の32  児福法第24条の39 |
|  | 事業所等の数 | ☐ 20未満 | ☐ 20～99 | ☐ 100以上 | |  |
| 業務管理  体制の内容 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 | |  |
|  | 法令遵守規程の整備 | 法令遵守規程の整備 | |
|  |  | 業務執行状況の監査方法 | |
| 届出事項 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 | |
|  | 法令遵守規程の概要 | 法令遵守規程の概要 | |
|  |  | 業務執行状況の監査方法 | |  |
| １　法令遵守責任者（法令遵守のための体制の責任者）  ・　関係法令に精通した法務担当の責任者、もしくは代表者等  ２　法令遵守規程  ・　法令遵守のための組織、体制、具体的な活動内容（注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したマニュアル）  ３　業務執行状況の監査方法  ・　監査は内部監査・外部監査のいずれでもよく、監事・監査役等が法令に基づく法令遵守に係る監査を行っている場合は、それを当該監査とすることができます。  ・　監査は年１回行うことが望ましく、実施しない年には事業所の点検結果の報告を求めるなどに努めてください。 | | | | |  | |
| (2) 職員への周知  業務管理体制（法令等遵守）についての方針・規程等を定め、職員に周知していますか。 | | | | | ☐いる  ☐いない | |
| (3) 法令等遵守の取組  法令等遵守の具体的な取組を行っていますか。  ※　具体的な取り組みを行っていることにチェックしてください。  　☐　報酬の請求等のチェックを実施  　☐　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。  　☐　利用者からの相談・苦情等に法令違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。  　☐　業務管理体制についての研修を実施している。  　☐　法令遵守規程を整備している。  ☐　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | ☐いる  ☐いない | |
| (4) 評価・改善等の取組  法令等遵守に係る評価・改善等の取組を行っていますか。 | | | | | ☐いる  ☐いない | |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ４８  基本的事項  計画  障害児 | (1)-1計画費用の額は、平成24年厚生労働省告示第125号の別表「計画相談支援給付費単位数表」により算定していますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画報酬告示  第1号 |
| (1)-2障害児費用の額は、平成24年厚生労働省告示第126号の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定していますか。 | ☐いる  ☐いない | 障害児報酬告示  第1号 |
| (2)-1計画費用の額は、平成18年厚生労働省告示第539号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画報酬告示  第1号 |
| (2)-2障害児費用の額は、平成24 年厚生労働省告示第128 号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | ☐いる  ☐いない | 障害児報酬告示  第1号 |
| (3)　(1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。 | ☐いる  ☐いない | 計画報酬告示  第2号  障害児報酬告示  第2号 |
| ４９  サービス利用支援費  計画 | 指定特定相談支援事業者が，計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合に，次に掲げる区分に応じ，それぞれ次に掲げる方法により，１月につき所定単位数を算定していますか。  　☐機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)  　☐機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)  　☐機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)  　☐機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)  　☐サービス利用支援費（Ⅰ）  　☐サービス利用支援費（Ⅱ） | ☐いる  ☐いない | 計画報酬告示  別表1イ |
| ※機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までについては，別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数（同条第２項に規定する計画相談支援対象障害者等の数をいう。）（前６月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数（当該指定特定相談支援事業所の相談支援員（同条第４項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）については、１人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）（前６月の平均値とし，新規に指定を受けた場合は，推定数とし，以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。  ただし，機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては，機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型サービス利用支援費 (Ⅳ)までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。 | 計画報酬告示  別表の1  の注1(1)  ①当該月の前６月の平均利用者数  ：　　　人  ②前６月の平均相談支援専門員数  ：　　　人  取扱件数：  ①　÷　②  ＝　　　件 |
|  | |  |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ４９  サービス利用支援費  計画 | 機能強化型サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ)を算定する場合、次に掲げる点検項目のうち、算定している報酬区分に該当するものについて回答してください。 | | |
| 1. 機能強化型（Ⅰ①）（Ⅱ①）（Ⅲ①）   一体的な管理運営を行っていますか。  【一体的な運営を行っている事業所は①、それ以外の事業所は②】 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示180・第1号 |
| (2）-1　機能強化型（Ⅰ①②）（Ⅱ①②）（Ⅲ①②）（Ⅳ）  利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議（留意事項伝達会議）を定期的に開催していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示180・第1号  イ(1) (一)、イ(2) (一)、ロ(1) (一)、ロ(2) (一)、ハ(1) (一)、ハ(2) (一)、ニ(1)  報酬留意事項通知  第4の1(2)③（一）ア（イ） |
| ※ 留意事項伝達会議  次の①から③までに掲げる要件をいずれも満たすもの。なお、会議について  は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。  ① 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。  ア 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針  イ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策  ウ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況  エ 保健医療及び福祉に関する諸制度  オ アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術  カ 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針  キ その他必要な事項  ② 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならない。  ③ 「定期的」とは、概ね週 1 回以上であること。  なお、一体的に管理運営を行う事業所であって報酬留意事項通知第4の1（2）③（一）ｲ（ｲ）a（c）に定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。 |
| (2）-2　機能強化型（Ⅰ①②）（Ⅱ①②）  ２４時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示180・第1号  イ(1) (二)、イ(2) (一)、  ロ(1) (一)、ロ(2) (一)  報酬留意事項通知  第4の1(2)③(二)イ,（三）イ、 |
| ※　24時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必  要があることをいうものである。営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。 |
| (2）-3　機能強化型（Ⅰ①②）（Ⅱ①②）（Ⅲ①②）（Ⅳ）  指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示180・第1号  イ(1) (三)、イ(2) (一)、  ロ(1) (一)、ロ(2) (一)、  ハ(1) (一)、ハ(2) (一)、  ニ(1)  報酬留意事項通知  第4の1(2)③ア(ｳ) |
| ※ 現任研修修了者同行による研修  現任研修修了者の同行による研修については、当該現任研修修了者が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うこと。なお、テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えない。なお、一体的に管理運営を行う事業所の場合、現任研修修了者が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修 修了者により適切な指導を行う必要がある。 |
| (2）-4　機能強化型（Ⅰ①②）（Ⅱ①②）（Ⅲ①②）（Ⅳ）  基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示180・第1号  イ(1) (四)、イ(2) (一)、ロ(1) (一)、ロ(2) (一)、ハ(1) (一)、ハ(2) (一)、ニ(1)  報酬留意事項通知  第4の1(2)③ア(ｴ) |
| ※　支援困難ケースの受入  自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならず、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならない。 |
| (2）-5　機能強化型（Ⅰ①②）（Ⅱ①②）（Ⅲ①②）（Ⅳ）  基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示180・第1号  イ(1) (五)、イ(2) (一)、ロ(1) (一)、ロ(2) (一)、ハ(1) (一)、ハ(2) (一)、ニ(1)  報酬留意事項通知  第4の1(2)③ア(オ) |
| ※事例検討会への参加  基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が実施する事例検討会等に参加していること。 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ４９  サービス利用支援費  （続き）  計画 | (2）-6　機能強化型（Ⅰ①②）（Ⅱ①②）（Ⅲ①②）  法第８９条の３第１項に規定する協議会に定期的に参画し、同項に規定する関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取り組みを実施していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示180・第1号  イ(1) (六)、イ(2) (一)、  ロ(1) (一)、ロ(2) (一)、  ハ(1) (一)、ハ(2) (一)  報酬留意事項通知  第4の1(2)③(二)ウ、（三）ウ、（四）イ |
| ※　協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。具体的には、定期的に専門部 会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこと。 |
| (2）-7　機能強化型（Ⅰ①②）（Ⅱ①②）（Ⅲ①②）  基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していますか。  ※ただし、令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認めるものが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示180・第1号  イ(1) (七)、イ(2) (一)、  ロ(1) (一)、ロ(2) (一)、  ハ(1) (一)、ハ(2) (一) |
| ※　基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。具体的には、基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力していること。 | 報酬留意事項通知  第4の1(2)③(二)エ、（三）エ、（四）ウ |
| (2）-8　機能強化型（Ⅰ①）（Ⅱ①）（Ⅲ①）  運営規程において市町村により地域生活拠点等として位置付けられていることを定めていますか。又は法第７７条第３項第１号に規定する関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していますか。  ※ただし、令和9年9月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示180・第1号  イ(1) (八)、ロ(1) (一)、  ハ(1) (一)、 |
| (2）-9　機能強化型（Ⅰ①）  指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定相談支援事業所において、専ら計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。  ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援及び指定障害児相談支援その他のこれに類する職務に従事することができる。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示180・第1号  イ(1) (九)  報酬留意事項通知第4の(2)③(二)ア |
| ※　常勤かつ専従の相談支援専門員を4 名以上配置し、そのうち1 名以上が現任研修修了者であること。ただし、3名(現任研修修了者 1 名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。 |
| (2）-10-1　機能強化型（Ⅰ②）  専ら計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を４名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示180・第1号  イ(2) (二)  報酬留意事項通知第4の(2)③(二)ア |
| ※　常勤かつ専従の相談支援専門員を4 名以上配置し、そのうち1 名以上が現任研修修了者であること。ただし、3名(現任研修修了者 1 名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。 |
| （2）-10-2　機能強化型（Ⅰ①）（Ⅱ①）  指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定相談支援事業所において、それぞれ専ら指定計画相談支援の提供にあたる常勤の相談支援専門員を1名以上配置していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示180・第1号  イ(1) (十)、  ロ(1) (一) |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ４９  サービス利用支援費  （続き）  計画 | (2）-11-1　機能強化型（Ⅰ①）（Ⅱ①）（Ⅲ①）  指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、基準別表の1の注1に規定する取扱件数がそれぞれ40未満ですか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示180・第1号  イ(1) (十一) ロ(1) (一)、  ハ(1) (一)  平27厚労省  告示180・第1号  イ(2) (三)、ロ(2) (二)、  ハ(2) (二)、ニ(1)  報酬留意事項通知  第4の1(2)③ア(カ) |
| (2）-11-2　機能強化型（Ⅰ②）（Ⅱ②）（Ⅲ②）（Ⅳ）  基準別表の1の注1に規定する取扱件数が40未満ですか。 |
| ※ 取扱件数  取扱件数については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所においてそれぞれ 40 件未満であること。  また、取扱件数は、1月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前 6月の平均値を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（相談支援員については、１人につき相談支援専門員 0.5 人とみなして算定する。）の員数の前 6月の平均値で除して得た数とする。  なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含む。 |
| (2）-12　機能強化型（Ⅱ①）  指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定相談支援事業所において、専ら計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示180・第1号  ロ(1) (二)  報酬留意事項通知第4の(2)③(三)ア |
| ※　常勤かつ専従の相談支援専門員を3 名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。ただし、2名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支  援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。 |
| (2）-13　機能強化型（Ⅱ②）  専ら計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示180・第1号  ロ(2) (三)  報酬留意事項通知第4の(2)③(三)ア |
| ※　常勤かつ専従の相談支援専門員を3 名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。ただし、2名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。 |
| (2）-14　機能強化型（Ⅲ①）  指定特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定相談支援事業所において、専ら計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示180・第1号  ハ(1) (二) |
| (2）-15　機能強化型（Ⅲ②）  専ら計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示180・第1号  ハ(2) (三)  報酬留意事項通知第4の(2)③(四)ア |
| ※　常勤かつ専従の相談支援専門員を2 名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。ただし、現任研修修了者1名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと大津市が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務しても差し支えない。 |
| (2）-16　機能強化型（Ⅳ）  専ら計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち１名以上を常勤とするとともに、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示180・第1号  ニ(3)  報酬留意事項通知第4の(2)③(五)ア |
| ※　専従の相談支援専門員を2 名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤の現任研修修了者であること。本区分については、同一敷地内にある事業所における指定 障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務を除き、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務することはできないことに留意すること。 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ４９  サービス利用支援費  （続き）  計画 | (3) 機能強化型サービス利用支援費の要件に適合しているか、常に確認していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示180・第1号  報酬留意事項通知第4の1(2)①② |
| ※　毎月末までに、基準の遵守状況に関する記録を作成し５年間保存してください。  ※　機能強化型サービス利用支援費は，支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか，専門性の高い人材を確保し，質の高いマネジ メントを実施している事業所を評価し，地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。  ※　当該報酬の対象となる事業所は、以下について強く望まれるもの。  ・ 公正中立性を確保しサービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること。  ・ 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され，どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており，市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されていること。  ・ 協議会と連携や参画していること。  ・本報酬については，こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ，支援困難ケースを含めた質の高いマネジメントを行うという趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。 |
| サービス利用支援費（Ⅰ）（Ⅱ）を算定する場合 | |  |
| (4)-①  取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数についてサービス等利用支援費（Ⅰ）を算定していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 計画報酬告示  別表の1  注1(2)(3)  報酬留意事項通知第4の1(3)①  報酬留意事項通知第4の1(3)② |
| (4)-②  　取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数についてサービス利用支援費（Ⅱ）算定していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 |
| ※ 取扱件数の取扱いについて  　取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端は切り捨てる。）が、算定月におけるサービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費(Ⅱ)を適用する件数となります。 |
| ※ サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて  サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40件目（相談支援専門員の平均員数が1を超える場合にあっては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）以降の件数分について、サービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費（Ⅰ）又は継続サービス利用支援費（Ⅰ）を割り当てること。  なお、当該特定相談支援事業所が障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。 |
| (5) 次の基準の全てを満たした上で、サービス利用支援費を算定していますか。  ① サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等（計画基準第15条第2項第7号）  ② サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに文書による利用者等の同意（同項第10号及び第13号）  ③ サービス等利用計画案の利用者等への交付並びにサービス等利用計画の利用者等及び担当者への交付（同項第11号及び第14号）  ④ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第12号） | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 計画報酬告示  別表の1の注1  報酬留意事項通知第4の1(1)① |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ５０  障害児支援利用援助費  障害児 | 指定障害児相談支援事業者が，障害児相談支援対象障害者等に対して指定障害児利用援助を行った場合に，次に掲げる区分に応じ，それぞれ次に掲げる方法により，１月につき所定単位数を算定していますか。  　☐機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)  　☐機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)  　☐機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)  　☐機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)  　☐障害児支援利用援助費（Ⅰ）  　☐障害児支援利用援助費（Ⅱ） | ☐いる  ☐いない | 障害児報酬告示  別表1イ |
| ※　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までについては，別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者の数（前６月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数（当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員については、１人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する）（前６月の平均値とし，新規に指定を受けた場合は，推定数とし，以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。  ただし，機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては，機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型障害児支援利用援助費 (Ⅳ)までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。 | 障害児報酬告示  別表の1の注1 |
| 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)～(Ⅳ)を算定する場合、次に掲げる点検項目のうち、算定している報酬区分に該当するものについて回答してください。 | | |
| (1）　機能強化型（Ⅰ①）（Ⅱ①）（Ⅲ①）  一体的な管理運営を行っていますか。  （一体的な運営を行っている事業所は①、それ以外の事業所は②） | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示181・第1号 |
| (2）-1　機能強化型（Ⅰ①②）（Ⅱ①②）（Ⅲ①②）（Ⅳ）  利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催していますか。 | ☐いる  ☐いない | 平27厚労省  告示181・第1号  イ(1) (一)、イ(2) (一)、  ロ(1) (一)、ロ(2) (一)、  ハ(1) (一)、ハ(2) (一)、  ニ(1)  報酬留意事項通知（児童）  第4の1(2)③(一)ア(イ) |
| ※ 留意事項伝達会議  次の①から③までに掲げる要件をいずれも満たすものでなければならない。  なお、会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。  ① 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。  ア 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針  イ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策  ウ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況  エ 保健医療及び福祉に関する諸制度  オ アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術  カ 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針  キ その他必要な事項  ② 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならない。  ③ 「定期的」とは、概ね週 1 回以上であること。  なお、一体的に管理運営を行う事業所であって報酬留意事項通知第4の1（2）③（一）ｲ（ｲ）a（c）に定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。 |
| (2）-2　機能強化型（Ⅰ①②）（Ⅱ①②）  ２４時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示181・第1号  イ(1) (二)、イ(2) (一)、  ロ(1) (一)、ロ(2) (一)、  報酬留意事項通知（児童）  第4の1(2)③(二)イ |
| ※　24時間連絡可能な体制とは、営業時間と同様の体制をとることを求めるものではなく、営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必  要があることをいうものである。営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等によることも可能であること。 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ５０  障害児支援利用援助費  （続き）  障害児 | (2）-3　機能強化型（Ⅰ①②）（Ⅱ①②）（Ⅲ①②）（Ⅳ）  指定障害児相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していますか。 | ☐いる  ☐いない | 平27厚労省  告示181・第1号  イ(1) (三)、イ(2) (一)、  ロ(1) (一)、ロ(2) (一)、  ハ(1) (一)、ハ(2) (一)、  ニ(1)  報酬留意事項通知（児童）  第4の1(2)③(一)ア(ｳ) |
| ※ 現任研修修了者同行による研修  現任研修修了者の同行による研修については、当該現任研修修了者が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うこと。なお、テレビ電話装置等を活用して行われる研修についても、当該現任研修修了者による適切な指導等が可能な体制が確保されている場合は対象に含めて差し支えない。なお、一体的に管理運営を行う事業所の場合、現任研修修了者が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修 修了者により適切な指導を行う必要がある。 |
| (2）-4　機能強化型（Ⅰ①②）（Ⅱ①②）（Ⅲ①②）（Ⅳ）  基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援を行っていますか。 | ☐いる  ☐いない | 平27厚労省  告示181・第1号  イ(1) (四)、イ(2) (一)、  ロ(1) (一)、ロ(2) (一)、  ハ(1) (一)、ハ(2) (一)、  ニ(1)  報酬留意事項通知（児童）  第4の1(2)③(一)ア(ｴ) |
| ※　支援困難ケースの受入  自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならず、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならない。 |
| (2）-5　機能強化型（Ⅰ①②）（Ⅱ①②）（Ⅲ①②）（Ⅳ）  基幹相談支援センター等との連携を図り、基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していますか。 | ☐いる  ☐いない | 平27厚労省  告示181・第1号  イ(1) (五)、イ(2) (一)、ロ(1) (一)、ロ(2) (一)、ハ(1) (一)、ハ(2) (一)、ニ(1)  報酬留意事項通知（児童）  第4の1(2)③(一)ア(ｵ) |
| ※ 事例検討会への参加  基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会が実施する事例検討会等に参加していること。 |
| (2）-6　機能強化型（Ⅰ①②）（Ⅱ①②）（Ⅲ①②）  法第八十九条の三第一項に規定する協議会に定期的に参画し、同項に規定する関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取り組みを実施していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示181・第1号  イ(1) (六)、 イ(2) (一)ロ(1) (一)、ロ(2) (一)  ハ(1) (一)、 ハ(2) (一)  報酬留意事項通知（児童）  第4の1(2)③(二)ウ、（三）ウ、（四）イ |
| ※　協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。具体的には、定期的に専門部 会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行うこと |
| (2）-7　機能強化型（Ⅰ①②）（Ⅱ①②）（Ⅲ①②）  基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していますか。  ※ただし、令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認めるものが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示181・第1号  イ(1) (七)、イ(2) (一)、  ロ(1) (一)、ロ(2) (一)、  ハ(1) (一)、ハ(2) (一)  報酬留意事項通知（児童）  第4の1(2)③(二)エ、（三）エ、（四）ウ |
| ※　基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。具体的には、基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力していること。 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ５０  障害児支援利用援助費  （続き）  障害児 | (2）-8　機能強化型（Ⅰ①）（Ⅱ①）（Ⅲ①）  運営規程において市町村により地域生活拠点等として位置付けられていることを定めていますか。又は法第７７条第３項第１号に規定する関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していますか。  ※ただし、令和9年3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示181・第1号  イ(1) (八)、ロ(1) (一)、ハ(1) (一) |
| (2）-9　機能強化型（Ⅰ①）  指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。  ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援及び指定計画相談支援その他のこれに類する職務に従事することができる。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示181・第1号  イ(1) (九)  報酬留意事項通知（児童）  第4の1(2)③(二)ア |
| ※　常勤かつ専従の相談支援専門員を4 名以上配置し、そのうち1 名以上が現任研修修了者であること。ただし、3名(現任研修修了者 1 名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。 |
| (2）-10-1　機能強化型（Ⅰ②）  専ら計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示181・第1号  イ(2) (二)  報酬留意事項通知（児童）  第4の1(2)③(二)ア |
| ※　常勤かつ専従の相談支援専門員を4 名以上配置し、そのうち1 名以上が現任研修修了者であること。ただし、3名(現任研修修了者 1 名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。 |
| (2)-10-2　機能強化型（Ⅰ①）（Ⅱ①）  指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定相談支援の提供にあたる常勤の相談支援専門員を1名以上配置していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示181・第1号  イ(1) (十)、  ロ(1) (一) |
| (2）-11-1　機能強化型（Ⅰ①）（Ⅱ①）（Ⅲ①）  指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、基準別表の1の注1に規定する取扱件数がそれぞれ40未満ですか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示181・第1号  イ(1) (十一) ロ(1) (一)、  ハ(1) (一)  平27厚労省  告示181・第1号  イ(2) (三)、ロ(2) (二)、  ハ(2) (二)、ニ(1)  報酬留意事項通知（児童）  第4の1(2)③ア(カ) |
| (2）-11-2　機能強化型（Ⅰ②）（Ⅱ②）（Ⅲ②）（Ⅳ）  基準別表の1の注1に規定する取扱件数が40未満ですか。 |
| ※ 取扱件数  取扱件数については、当該指定障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所においてそれぞれ 40 件未満であること。  また、取扱件数は、１月の当該指定障害児相談支援事業所全体の障害児相談支援対象保護者の数の前 ６月の平均値を、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（相談支援員については、１人につき相談支援専門員 0.5 人とみなして算定する。）の員数の前６月の平均値で除して得た数とする。  なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定サービス利用援助又は指定継続サービス支援利用援助を行った障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含む。 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
|  | (2）-12　機能強化型（Ⅱ①）  指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 | | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示181・第1号  ロ(1) (二)  報酬留意事項通知  （児童）  第4の1(2)③(三)ア |
| ※　常勤かつ専従の相談支援専門員を３名以上配置し、そのうち１名以上が現任研修修了者であること。ただし、２名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支  援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。 | |
| ５０  障害児支援利用援助費  （続き）  障害児 | (2）-13　機能強化型（Ⅱ②）  専ら障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 | | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示181・第1号  ロ(2) (三)  報酬留意事項通知  （児童）  第4の1(2)③(三)ア |
| ※　常勤かつ専従の相談支援専門員を3 名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修修了者であること。ただし、2名(現任研修修了者1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の業務を兼務しても差し支えないものとする。 | |
| (2）-14　機能強化型（Ⅲ①）  指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 | | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示181・第1号  ハ(1) (二) |
| (2）-15　機能強化型（Ⅲ②）  専ら障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 | | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示181・第1号  ハ(2) (三)  報酬留意事項通知第4の(2)③(四)ア |
| ※　常勤かつ専従の相談支援専門員を2 名以上配置し、そのうち1名以上が現任研  修修了者であること。ただし、現任研修修了者1名を除いた相談支援専門員につ  いては、指定障害児相談支援事業所の業務に支障がないと大津市が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務しても差し支えない。 | |
| (2）-16　機能強化型（Ⅳ）  専ら障害児相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち１名以上を常勤とするとともに、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 | | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示181・第1号  ニ(3)  報酬留意事項通知第4の(2)③(五)ア |
| ※　専従の相談支援専門員を2 名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤の現任研修修了者であること。本区分については、同一敷地内にある事業所における指定 特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務を除き、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の業務を兼務することはできないことに留意すること。 | |
|  | | (3)　機能強化型障害児支援利用援助費の要件に適合しているか、常に確認していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 平27厚労省  告示181・第1号  報酬留意事項通知  （児童）  第4の1(2)①② |
| ※　毎月末までに、基準の遵守状況に関する記録を作成し５年間保存してください。  ※　機能強化型障害児支援利用援助費は，支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか，専門性の高い人材を確保し，質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し，地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。  ※　当該報酬の対象となる事業所は、以下について強く望まれるもの。  ・ 公正中立性を確保し，サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること。  ・ 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され，どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており，市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されていること。  ・ 協議会との連携や参画していること。  ※ 本報酬については，こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ，支援困難ケースを含めた質の高いマネジメントを行うという趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | 点検 | 根拠 | |
| ５０  障害児支援利用援助費  （続き）  障害児 | | 障害児支援利用援助費（Ⅰ）（Ⅱ）を算定する場合 | |  | |
| (4)-①  　取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について、障害児支援利用援助費（Ⅰ）を算定していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 障害児報酬告示  別表の1  注1(2)(3)  報酬留意事項通知(児童)  第4の1(3)① | |
| (4)-②  取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について、障害児支援利用援助費（Ⅱ）を算定していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 |
| ※　取扱件数の取扱いについて  取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端は切り捨てる。）が、算定月におけるサービス障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)を適用する件数となります。 |
| ※　障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の割り当てについて  障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40 件目（相談支援専門員の平均員数が１を超える場合にあっては、40 に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。））以降の件数分について、障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について、障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）を割り当てること。  なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。 |  | 報酬留意事項通知(児童)  第4の1(3)② |
| (5)　次の基準の全てを満たした上で、障害児支援利用援助費を算定していますか。  ① 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅等への訪問による障害児及びその家族への面接等（障害児基準第15条第2項第6号）  ② 障害児支援利用計画案の障害児及びその家族への説明並びに文書による障害児等の同意（同項第8号及び第11号）  ③ 障害児支援利用計画案の障害児等への交付並びに障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付（同項第9号及び第12号）  ④ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第10号） | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 障害児報酬告示  別表の1の注3  報酬留意事項通知（児童）  第4の1（1）① |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 | |
| ５１  継続サービス利用支援費  計画 | (1) 指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った場合に，次に掲げる区分に応じ，それぞれ次に掲げる方法により，１月につき所定単位数を算定していますか。  ☐機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)  　☐機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)  　☐機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)  　☐機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)  ☐継続サービス利用支援費（Ⅰ）  ☐継続サービス利用支援費（Ⅱ） | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 計画報酬告示  別表1ロ |
| ※　機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までについては，別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。  ただし，機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型継続サービス利用支援費を算定している場合においては，機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費 (Ⅳ)までのその他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定しない。  ※　継続サービス利用支援費（Ⅰ）  取扱件数が４０未満である場合又は４０以上である場合において，４０未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。  ※　継続サービス利用支援費（Ⅱ）  取扱件数が４０以上である場合において，当該取扱件数から３９を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 |  | 計画報酬告示  別表の1の注2 |
| ※　継続サービス利用支援費については，モニタリング期間ごとに指定継続サービス利用支援を実施する場合に算定するが，対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって，市町村がやむを得ないと認めるときは，当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できる。なお、機能強化型サービス利用支援費についても同様である。 |  | 報酬留意事項通知第4の1（4） |
| (2) 次の基準の全てを満たした上で、継続サービス利用支援費を算定していますか。  ① 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等（計画基準第15条第3項第2号）  ② サービス等利用計画の変更についての「項目49サービス利用支援費」の(5)の①から④までに準じた手続の実施（同条第3項第3号により準用する同条第2項第7号、第12 号から第14号まで） | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 計画報酬告示  別表の1の注3  報酬留意事項通知第4の1（1）② |
| (3) 同一の月において、同一の利用者に対して継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費を算定していませんか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 計画報酬告示  別表の1の注5 |
| ※　計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の支給決定等の有効期間の終期月等において、継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとします。  ※　なお、障害福祉サービス等の支給決定等に当たってサービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できるものとします。 | 報酬留意事項通知第4の1(6) |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 | |
| ５２  継続障害児支援利用援助費  障害児 | (1) 指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った場合に，次に掲げる区分に応じ，それぞれ次に掲げる方法により，１月につき所定単位数を算定していますか。  　☐機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)  　☐機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)  　☐機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)  　☐機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)  　☐継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）  　☐継続障害児支援利用援助費（Ⅱ） | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 障害児報酬告示  別表の1 の注2 | |
| ※　機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までについては，別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。  ただし，機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型継続障害児支援利用援助費を算定している場合においては，機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型継続障害児支援利用援助費 (Ⅳ)までのその他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定しない。 |  | 計画報酬告示  別表の1の注2 | |
| ※　継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）  取扱件数の４０未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。  ※　継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）  取扱件数が４０以上である場合において，当該取扱件数から３９を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。 |
| ※　継続障害児支援利用援助費については、モニタリング期間ごとに指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間を踏まえ、市町村が障害児等の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに設定された指定継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支援利用援助費を算定できること。なお、機能強化型サービス利用支援費についても同様である。 |  | 報酬留意事項通知(児童)  第4の1(4) | |
| (2) 次の基準の全てを満たした上で、継続障害児支援利用援助費を算定していますか。  　①　障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等  （障害児基準第15条第3項第2号）  　②　障害児支援利用計画の変更についての項目５０の「障害児支援利用援助費」（5）①から④までに準じた手続の実施（同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第10号から第12号） | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 障害児報酬告示  別表の1 の注3  報酬留意事項通知第4の1（1）② |
| (3) 同一の月において、同一の障害児の保護者に対して継続障害児支援利用援助を行った後に、障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費を算定していませんか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 障害児報酬告示  別表の1 の注4 |
| ※　障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期間の終期月等において、継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付決定の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画の作成の一連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとします。  　　なお、通所給付決定に当たって障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものとします。 | 報酬留意事項通知（児童）第4 の1(5) |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ５３  障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合の取扱い  計画 | 障害児相談支援対象保護者に対して相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していませんか。  ※　障害児支援利用計画を作成した場合は、障害児相談支援給付費の算定となります。（継続サービス利用支援費も同様です。） | ☐いない  ☐いる  ☐該当無 | 計画報酬告示  別表の1の注4  報酬留意事項通知第4の1(5) |
| ５４  居宅介護支援費及び介護予防支援費重複減算  計画 | (1) 居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）  相談支援専門員又は相談支援員が，計画相談支援対象障害者等で  あって，要介護状態区分が要介護１又は要介護２のものに対して，指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に，次に掲げる区分に応じ，１月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算していますか。  ① 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)  ② 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)  ③ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)  ④ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)  ⑤ サービス利用支援費(Ⅰ)  ⑥ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)  ⑦ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)  ⑧ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)  ⑨ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)  ⑩ 継続サービス利用支援費(Ⅰ) | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 計画報酬告示  別表の1の注6 |
| (2) 居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）  相談支援専門員又は相談支援員が，計画相談支援対象障害者等で  あって，要介護状態区分が要介護３，要介護４又は要介護５のものに対して，指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に，次に掲げる区分に応じ，１月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算していますか。  ① 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)  ② 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)  ③ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)  ④ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)  ⑤ サービス利用支援費(Ⅰ)  ⑥ サービス利用支援費(Ⅱ)  ⑦ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)  ⑧ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)  ⑨ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)  ⑩ 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)  ⑪ 継続サービス利用支援費(Ⅰ)  ⑫ 継続サービス利用支援費(Ⅱ) | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 計画報酬告示  別表の1の注7 |
| (3) 介護予防支援費重複減算  　　相談支援専門員又は相談支援員が，計画相談支援対象障害者等であって，かつ，要支援状態区分が要支援１又は要支援２のものに対して，指定介護予防支援と一体的に指定継続サービス利用支援を行い，継続サービス利用支援費（Ⅰ）を算定した場合に，介護予防支援費重複減算として，１月につき２０単位を所定単位数から減算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 計画報酬告示  別表の1の注8 |
| ※　(1)から(3)までの居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援重複減算については，一人の相談支援専門員が，介護保険法の要介護又は要支援の者に対し，指定居宅介護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供する場合に減算する。 | 報酬留意事項通知第4の1(7) |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 | |
| ５５  〈新設〉  情報公表  未報告減算  計画  障害児 | 障害者総合支援法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報又は児童福祉法第33条の18第１項の情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | | 計画報酬告示  別表の1の注9  障害児報酬告示  別表の1 の注5 |
| ※ 当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の5となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数に対する100分の5に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。  ※ 当該減算については、情報公表対象サービス等情報、又は情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員にについて、所定単位数から減算することとする。 | 報酬留意事項通知第2の１の(12)  報酬留意事項通知（児童）第2 の1の(11) |
| ５６  〈新設〉  業務継続計画未策定減算  計画  障害児 | 指定基準第20条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | | 計画報酬告示  別表の1の注10  障害児報酬告示  別表の1 の注6 |
| ※ 当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計額に対して100分の1となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数に対する100分の1に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。  ※ 当該減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。  ※【経過措置】令和７年３月３１日までの間、当該減算を適用しない。 | 報酬留意事項通知第第2の１の(13)  報酬留意事項通知（児童）第2 の1の(12) |
| ５７  〈新設〉  虐待防止措置未実施減算  計画  障害児 | 指定基準第28条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | | 計画報酬告示  別表の1の注11  障害児報酬告示  別表の1 の注7 |
| ※ 当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の1となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する100分の1に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。  ※ 当該減算については、次の(1)から(3)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。  これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、事業所等は、虐待の防止を図らなければならないものとする。  なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。  (1)　指定基準の規定に基づき求められる虐待防止委員会を定期的に開催していない場合。具体的には、１年に１回以上開催していない場合とする。  なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、身体拘束適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。  (2) 虐待の防止のための研修を定期的に実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合  (3) 虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置していない場合 |  | | 報酬留意事項通知第第2の１の(15)  報酬留意事項通知（児童）第2 の1の(10) |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 | |
| ５８  特別地域加算  計画  障害児 | 対象となる地域(木戸学区、小松学区)に居住している利用者等に対して，相談支援を行った場合に，特別地域加算として，１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | | 計画報酬告示  別表の1の注12  障害児報酬告示  別表の1 の注8  報酬留意事項通知第4の2  報酬留意事項通知（児童）第4の2 |
| ※　対象者は受給者証にその旨が記載されます。  ※　特別地域加算に係る利用者から通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合の交通費の支払いを受けることはできません。 |
| ５９  〈新設〉  地域生活  支援拠点等  機能強化  加算  計画  障害児 | こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届出た事業所において、機能強化型サービス利用支援費【障害児支援利用援助費】(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は機能強化型継続サービス利用支援費【障害児支援利用援助費】(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)を算定する場合に、所定単位数に500単位を加算していますか。  　ただし、拠点コーディネーター１人につき、当該相談支援事業所並びに当該相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所の単位において、１月につき100回を限度としていますか。　障害児 ※下線部を【　】内に読替 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | | 計画報酬告示  別表の1の注13  障害児報酬告示  別表の1 の注9 |
| 次に掲げるイ又はロの基準のいずれかに適合すること。  イ 次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1) 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。  (2) 障害児相談支援事業者【特定相談支援事業者】、自立生活援助事業者、地域移行支援事業者及び地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、計画相談支援の事業と障害児相談支援、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。  障害児 ※下線部を【　】内に読替  (3) 市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（拠点コーディネーター）が常勤で一人以上配置されている事業所として市長が認めるものであること。  ロ 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。  (1) 上記イの(1)の基準に適合すること。  (2) 計画相談支援の事業及び障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営し、かつ、他の自立生活援助事業者、地域移行支援事業者及び地域定着支援事業者の事業所と相互に連携して運営していること。  (3) 当該相談支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市長が認めるものであること。 | 平27厚労省  告示180号第2  181・第2号 |
| ※ 当該加算は、障害者等の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活障害者等（法第77条第３項に規定する地域生活障害者等をいう。以下同じ。）の緊急時に備えた相談や緊急時の対応、入院・入所からの地域移行の推進等、地域体制の構築を目的とする地域生活支援拠点等についての機能強化に資する取組を評価するものである  ※ 拠点コーディネーターの要件及び業務  拠点コーディネーターについては、専ら当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事することを基本とし、原則として、拠点コーディネーターが他の職務を兼ねることはできない。  ただし、障害の特性に起因して生じる事態等における緊急的な支援や、地域生活障害者等の地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認める場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができるものとする。  なお、拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務については、「地域生活支援拠点・ネットワーク運営 推進事業の実施について（令和６年３月２９日障発 0329第８号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」を参照すること。  ※ 算定に当たっての留意事項  (1) 地域生活支援拠点等に配置された拠点コーディネーター１人当たり、１月につき100回を上限として算定する。この上限については、拠点機能強化事業所の単位における全ての拠点機能強化サービスの算定回数の合計であることから、相互に連携して運営する拠点機能強化事業所については、事前に毎月の算定回数の目安を共有しておくこと。 | 報酬留意事項通知準用第2の3の(7)の③  報酬留意事項通知（児童）第4の3 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 | |
| ５９  地域生活  支援拠点等  機能強化  加算  （続き）  計画  障害児 | (2) 拠点機能強化事業所は、１月に１回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有 その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議すること。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有すること。  (3) 当該加算の算定に係る事務処理等の詳細については、この通知に定めるもののほか、「地域生活支援拠点等の機能強化について（令和６年３月29日障障発0329第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」を参照すること。 |  | |  |
| ６０  利用者負担上限額管理加算  計画  障害児 | 利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算していますか  ※負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | | 計画報酬告示  別表の2の注  障害児報酬告示  別表の2の注 |
| ６１  初回加算  計画  障害児 | (1)新規に利用計画を作成する利用者等に対して，相談支援を行った場合その他の別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は，１月につき所定単位数を加算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | | 計画報酬告示  別表の3の注  障害児報酬告示  別表の3の注 |
| (2)初回加算を算定する事業者において，相談支援の利用に係る契約をした日から利用計画案を利用者等に交付した日までの期間が３月を超える場合であって，当該相談支援の利用に係る契約をした日から３月を経過する日以後に，月に２回以上，当該利用者の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、当該利用者等に面接した場合は（月に１回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。），所定単位数に，所定単位に当該面接をした月の数（３を限度とする）を乗じて得た単位数を加算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | |
| ※　厚生労働大臣が定める基準  次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  Ⅰ新規に利用計画を作成する利用者等に対してサービス利用支援【障害児支援利用援助】を行った場合  Ⅱ利用計画を作成する月の前６月間において，障害福祉サービス又は地域相談支援【障害児支援利用援助】を利用していない利用者等に対して指定サービス利用支援を行った場合　　　障害児 ※下線部を【　】内に読替 | 平27厚労省  告示180・第３号、181・第3号 |
| ※　初回加算について，具体的には次のような場合に算定される。  (1) 新規に利用計画を作成する場合  　　（指定計画相談支援を利用せずに障害福祉サービス等を利用している計画相談支援対象障害者等についてサービス等利用計画を作成する場合についても含まれる）。  (2) 利用者等が障害福祉サービス等を利用する月の前６月間において障害福祉サービス等を利用していない場合  (3) 相談支援に係る契約をした日から利用計画案を交付した日までの期間が３月を超える場合であって，３月が経過する日以後に月２回以上，利用者等に面接した場合  　　 なお、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者等の居宅等を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めること。  なお，上記(3)の要件を満たす場合については，その月分の初回加算に相当する額を加えた単位（所定単位数に当該面接を行った月の数（３を限度とする。）を乗じて得た単位数）を加算するものである。  ただし，初回加算の算定月から，前６月間において居宅介護支援事業所等連携加算（障害児の場合は保育・教育等移行支援加算）を算定している場合は，初回加算を算定できない。 | 報酬留意事項通知第4の5  報酬留意事項通知（児童）第4の5 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 | |
| ６２  主任相談支援専門員配置加算  計画  障害児 | 専ら相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を１名以上配置し，かつ，そのうち１名以上が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（※）（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市長に届け出た事業所において，当該主任相談支援専門員が，当該事業所等の従業者に対し，その資質の向上のための研修を実施した場合に，１月につき所定単位数を加算していますか。  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  イ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)  ロ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)  主任相談支援専門員は、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援及び障害児相談支援【計画相談支援】その他のこれに類する職務に従事できる。　障害児 ※下線部を【　】内に読替 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | | 計画報酬告示  別表の4の注  障害児報酬告示  別表の4の注 |
| （※）こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者  相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援又は障害児相談支援の業務に3年以上従事した者であって、当該業務に三年以上従事した後に、下表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 区分 | 科目 | 時間数 | | 講義 | 障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義 | 3 | | 運営管理に関する講義 | 3 | | 講義及び演習 | 相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習 | 13 | | 地域援助技術に関する講義及び演習 | 11 | | 平30年厚労省告示第115、116号 |
| ※当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を１名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な助言・ 指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。  ※主任相談支援専門員の兼務の取扱い  配置される相談支援専門員については、原則専従であることが要件である。  しかし、同一敷地内にある事業所における障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所若しくは自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務（ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。）と兼務しても差し支えない。  このほか、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、一部の相談支援専門員につき兼務しても差し支えない。  ※算定にあたっての留意事項  当該加算は，主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ，次に掲げる区分に応じ、算定する。  (1) 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）  ① 事業所の要件  基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設され  る又は地域の相談支援の中核を担う機関として市長が認める特定相談支援事業所【障害児相談支援事業所】に限る。  ② 主任相談支援専門員が行うべき事項  主任相談支援専門員による地域における中核的な役割として期待される取組を特に評価するため、当該相談支援事業所の従業者に加え、当該相談支援事業所以外の特定相談支援事業所又は【障害児相談支援事業所】、障害児相談支援事業所【特定相談支援事業所】及び一般相談支援事業所の従業者に対しても、その資質の向上のための 指導及び助言 を実施した場合に算定できるものである。  なお、ここでいう「指導及び助言 を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。  　 ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る 伝達等を目的とした会議の開催  　 イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施  　 ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言  　 エ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること。 | 報酬留意事項通知第4の6  報酬留意事項通知第4の１の（2）の③（一）アの(ｱ)  報酬留意事項通知（児童）第4の6 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | 点検 | 根拠 | | |
| ６２  主任相談支援専門員配置加算  （続き）  計画  障害児 | (2) 主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）  当該相談支援事業所の従業者又は当該相談支援事業所以外の特定相談支援事業所【障害児相談支援事業所】、障害児相談支援事業所【特定相談支援事業所】及び一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。  なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは、上記（1）の②のア、イ、ウまでに規定する要件に加えて、次に掲げる要件も満たす体制が整備されていなければならない。  基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）への主任相談支援専門員 の協力（ただし、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とする。）  　　　　障害児 ※下線部を【　】内に読替  ※ この加算を算定する場合は，研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに，体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 | |  | |  | |
| ６３  入院時情報連携加算  計画  障害児 | | 利用者が医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所(以下この点検表において「病院等」という。)に入院するに当たり、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、利用者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算していますか。  　ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。  　イ　入院時情報連携加算（Ⅰ）  　ロ　入院時情報連携加算（Ⅱ） | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | | 計画報酬告示  別表の5の注  障害児報酬告示  別表の5の注 |
| ※　厚生労働大臣が別に定める基準  　イ　入院時情報連携加算（Ⅰ）  　　 病院又は診療所を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。  　ロ　入院時情報連携加算（Ⅱ）  　　 イ以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 | 平27厚労省  告示180・第５号、181・第5号 |
| ※「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援  における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況等をいう。なお、医療機関との連携に当たっては、当該事項を記載した入院時情報提供書を作成し、当該利用者の同意の上、医療機関に提供することを基本とする。  ※　算定に当たっての留意事項  　①　入院時情報連携加算（Ⅰ）  　　　医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。  　②　入院時情報連携加算（Ⅱ）  　　　①以外の方法により必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。  ※　情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提供しなければなりません。  なお、当該利用者が重度訪問介護を利用して入院する場合は、当該利用者を支援する重度訪問介護事業所と連携の上当該入院に係る医療機関との連携を行うものとする。その際、入院時情報提供書は、当該重度訪問介護事業所と共同で作成すること等も考えられるが、他の事業所が代表して作成した入院時情報提供書を提供することのみをもって入院時情報連携加算(Ⅱ)を算定することはできない。 | 報酬留意事項通知第4の7  報酬留意事項通知（児童）第4の7 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６４  退院・退所加算  計画  障害児 | 下記に掲げる者（※）が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援【障害児通所支援】を利用する場合において、当該利用者の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援【障害児通所支援】の利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該障害福祉サービス又は当該地域相談支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき３回を限度として所定単位数を加算していますか（初回加算を算定する場合を除く）。　　障害児 ※下線部を【　】内に読替  （※）  ・　障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法第38条第2項に規定する救護施設もしくは同条第3項に規定する更生施設に入所していた利用者  ・　病院等に入院していた利用者  ・　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設、少年院法第3条に規定する少年院もしくは更生保護事業法第2条第7項に規定する更生保護施設に収容されていた利用者又は法務省設置法第15条に規定する保護観察所に設置もしくは併設された宿泊施設もしくは更生保護法第62条第3項もしくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護もしくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた利用者 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 計画報酬告示  別表の6の注  障害児報酬告示  別表の6の注 |
| ※　病院もしくは診療所又は障害者支援施設等へ入院、入所等をしていた利用者が退院、退所し、障害福祉サービス等を利用する場合において、当該利用者の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合に加算するものです。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できません。  ※　利用者に関する必要な情報とは、入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中に利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいいます。  ※　退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて当該入院、入所の開始から退院、退所までの間において ３回分を限度に加算を算定できるものです。  ※　退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画（障害児支援利用計画）に反映されるべき内容に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提供しなければなりません。ただし、作成したサービス等利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行う必要はありません。 | 報酬留意事項通知第4の8  報酬留意事項通知（児童）第4の8 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６５  居宅介護支援事業所等連携加算  計画 | 利用者が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（(1)から(6)までに掲げる場合のそれぞれについて２回を限度とする。）を合算した単位数を加算する。  また、利用者が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して６月以内において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ(1)から(6)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 計画報酬告示  別表の7の注 |
| ☐ (1) 利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所（当該利用者が利用する特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。）に対して、当該利用者の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に協力する場合 |
| ☐ (2) 利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に２回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者及びその家族に面接する場合（月に１回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、基本報酬を算定する月を除く。） |
| ☐ (3) 利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、当該利用者の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合（基本報酬を算定する月を除く。） |
| ☐ (4) 利用者が通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第２項に規定する障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等（以下、「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該利用者の心身の状況等の当該利用者に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該利用者の支援内容の検討に協力する場合 |
| ☐ (5) 利用者が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に２回以上、当該利用者の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者及びその家族に面接する場合（月に１回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、基本報酬を算定する月を除く。） |
| ☐ (6) 利用者が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該利用者の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（基本報酬を算定する月を除く。） |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６５  居宅介護支援事業所等連携加算  （続き）  計画 | ※（1）当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所（以下「指定居宅介護支援事業所等」という。）、雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等（以下「雇用先事業所等」という。）へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、以下に掲げるいずれかの業務を行った場合に 所定単位数を加算するものである。  ① 指定居宅介護支援事業所等への情報提供  指定居宅介護支援事業所等に対して利用者に関する必要な情報を提供し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に協力する場合  ② 利用者等への訪問による面接（指定居宅介護支援等の利用関係）  利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するに当たり、月 2 回以上、利用者等に面接する場合  ③ 指定居宅介護支援事業所等が開催する会議への開催  利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合  ④ 雇用先事業所等への情報提供  雇用先事業所等に対して利用者に関する必要な情報を提供し、雇用先事業所等における利用者の支援内容の検討に協力する場合  ⑤ 利用者等への訪問による面接（利用者等の雇用関係）  利用者が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月2 回以上、利用者等に面接する場合  ⑥ 雇用先事業所等が開催する会議への開催  利用者が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、雇用先事業所等が開催する会議に参加する場合  ※（2）算定に当たっての留意事項  ① 指定居宅介護支援事業所等、雇用先事業所等への情報提供  計画相談支援報酬告示居宅介護事業所等連携加算の注中（1）及び（2）【前ページ】の「必要な情報の提供」は文書（この目的のために作成した文書に限る）によるものをいう。  また、同注中（1）の「作成等に協力する場合」、同注中（4）の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員や障害者就業・生活支援センターの職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員等に対して説明を行った場合等をいう。  ② 利用者等への訪問による面接（指定居宅介護支援等の利用、利用者等の雇用関係）  同注中（2）及び（5）の「面接」については、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に１回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めること。なお、「居宅等」とは、利用者の居宅、障害者支援施設等、病院をいう。  ③ 指定居宅介護支援事業所等、雇用先事業所等が開催する会議への参加  会議への参加については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。  ④ 加算の算定方法  当該加算は、上記（1）の①から⑥までに該当する場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1月につき同注中（1）から（6）までのそれぞれに定める単位数 それぞれ2回を限度とするを合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。  例えば、計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するにあたり、1月に2回以上利用者等に面接し、かつ、指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。  ただし、複数の指定居宅介護支援事業所等又は雇用先事業所等が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とする。  また、当該加算は、利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始する場合、通常の事業所等新たに雇用された場合に算定できるものである。  ただし、指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算 又は退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できない （同注中（1）及び（4）については、指定サービス利用支援費又は指定継続サービス利用支援費を算定している月でも算定可能である）。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 報酬留意事項通知第4の9 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６５  居宅介護支援事業所等連携加算  （続き）  計画 | ※（3）手続  ①同注中（1）及び（4）を算定する場合は、情報提供を行った日時、場所医療機関へ出向いた場合、内容、提供手段、面談、ＦＡＸ等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。  ②同注中（2）及び（5）を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、 5 年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。  ③同注中（3）及び（6）を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、 5 年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 |  |  |
|  |  |  |
| ６６  保育・教育等移行支援加算  障害児 | 障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（(1)から(3)までに掲げる場合のそれぞれについて２回を限度とする。）を合算した単位数を加算していますか。  また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して６月以内において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 障害児報酬告示  別表の7の注 |
| ☐ (1) 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下「保育所等」という。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第２項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合 |
| ☐ (2) 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に２回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合（月に１回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限り、基本報酬を算定する月を除く。） |
| ☐ (3) 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（基本報酬を算定する月を除く。） |
| ※（１）当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、就学、進学  する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合あって、保育所、小学校、特別  支援学校、雇用先の事業所又は障害者就業・生活支援センター等（以下「関係機  関」という。）へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を  担当している相談支援専門員が、以下に掲げる業務を行った場合に所定単位数を加  算する。  　① 関係機関への情報提供  関係機関に対して障害児に関する必要な情報を提供し、関係機関における障害児の支援内容の検討に協力する場合  ② 障害児等への訪問による面接  障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月２回以上、障害児等に面接する場合  ③ 関係機関が開催する会議への参加  障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、関係機関による支援を受けるに当たり、関係者が開催する会議に参加する場合 | 報酬留意事項通知（児童）第4の9 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６６  保育・教育等移行支援加算  （続き）  障害児 | ※（２）算定に当たっての留意事項  ① 関係機関への情報提供  障害児相談支援報酬告示７の保育・教育等移行支援加算の注中（1）【前ページ】「必要な情報の提供」は文書（この目的のために作成した文書に限る）によるものをいう。また、同注中（1）「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、関係機関の職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該障害児に関する直近の障害児支援利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、障害児の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を保育所等の職員等に対して説明を行った場合等をいう。  ② 障害児等への訪問による面接  同注中（2）「面接」については、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に１回は障害児の居宅を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、障害児等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅を訪問して面接することを希望する場合は、居宅を訪問して面接するよう努めること。  ③ 関係機関が開催する会議への参加  会議への参加については、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。  当該加算は、上記（1）の①から③までに該当する場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、１月につき同注中(1)から(3)までのそれぞれに定める単位数（それぞれ２回を限度とする）を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して６月以内においては、１月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。  例えば、障害児相談支援対象保護者が小学校等に就学するにあたり、１月に居宅を２回以上訪問し、障害児等に面接を行いし、かつ、小学校等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。  ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は１回とする。  また、当該加算は、障害児が保育所等に通う場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できるものである。  ただし、指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算又は退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できない。（同注中(1)については、指定障害児支援利用援助費又は指定継続障害児支援利用援助費を算定している月でも算定可能である）。  ※　同注中(1)を算定する場合、情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を、同注中(2)を算定する場合、面談日時、その内容の要旨に関する記録を、同注中(3)を算定する場合、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、それぞれ5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提供しなければなりません。  　なお、情報提供の方法としては、障害児支援利用計画等の活用が考えられます。 |  |  |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６７  医療・保育・教育機関等連携加算  計画  障害児 | 事業者が、次の(1)から(3)までに該当する場合に、１月にそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数を加算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 計画報酬告示別表の8の注  障害児報酬告示  別表の8の注  報酬留意事項通知第4の10  報酬留意事項通知（児童）第4 の10 |
| □(1)福祉サービス等を提供する機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、次の①又は②を行った場合（利用者等１人につき１月に１回を限度とし、初回加算を算定する場合及び退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けているときを除く。）  ① 指定サービス利用支援又は指定障害児支援利用援助を行った場合  ② 指定継続サービス利用支援又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合 |
| □(2)利用者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者等の心身の状況、生活環境等の利用者等に係る必要な情報を提供した場合（１月に３回を限度とし、同一の病院等については１月に１回を限度とする。）（基本報酬を算定する場合に限る。） |
| □(3)福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者等に関する必要な情報を提供した場合（基本報酬を算定する場合に限る。） |
| 上記(3)については、次の①又は②に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ利用者等１人につき１月に１回を限度とする。  ① 病院等及び施行規則第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等  ② 福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。） |
| ※当該加算は、利用者が利用する病院等、訪問看護事業所、企業、児童相談所、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、利用者の状態や支援方法の共有を行うことを目的とするものであるから、 当該加算の算定場面に限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。  ※算定に当たっての留意事項  ① 連携の対象機関  相談支援の実施にあたっては、計画相談支援基準上、障害福祉サービス等事業者【障害児相談支援基準上、障害児通所支援等事業者】と連携することが求められているところ、障害福祉サービス等事業者【障害児通所支援等事業者】以外の福祉サービス等提供機関との連携も望ましいとしている。当該加算は、医療・保育・教育機関をはじめとする各福祉サービス等提供機関との連携をさらに促進することを目的とするものであることから、連携の対象機関については、障害福祉サービス等事業者【障害児通所支援等事業者】以外の福祉サービス等提供機関と規定しているものである。具体的には、病院等、訪問看護事業所、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別 支援学校等が対象となる。  障害児 ※下線部を【　】内に読替  ② 福祉サービス等提供機関の職員との面談等  福祉サービス等提供機関の職員との会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。また、様々な専門的見地からの意見等を踏まえてサービス等利用計画を作成するため、サービス担当者会議にはサービス等の担当者のみならず必要な本人の生活に関係する者や支援関係者が参加するように努めることとしていることから、当該加算の算定にあたっては、サービス担当者会議において福祉サービス等提供機関の職員から必要な情報の提供を受ける場合も含むものとした上で、当該職員との面談と同様の評価としている。そのため、サービス担当者会議の開催に当たっては、必要な本人の生活に関係する者や支援関係者を加えることが望ましい。【医療・保育・教育機関等連携加算の算定が可能である。なおこの場合において、サービス担当者会議実施加算の算定はできない。】  なお、当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものであること。  障害児 ※下線部を【　】内に読替 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６７  医療・保育・教育機関等連携加算  （続き）  計画  障害児 | ③ 利用者への通院同行  当該加算は、単に利用者の病院等への通院に同行することを評価するものではなく、通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及びサービス等利用計画の内容等の必要な情報を提供し、連携の強化を図ることを 趣旨とするものである。そのため、例えば、利用者の状態に変化があった場合又は利用者の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及びサービス等利用計画に変更があった場合等に算定することを想定している。  なお、情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。  ④ 福祉サービス等提供機関への情報提供  次の区分ごとにそれぞれ1月に1回を限度に算定するものとしている。  (一) 病院等、訪問看護事業所  (二) (一)以外の福祉サービス等提供機関  なお、(一)に掲げる機関への情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。  また、病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して通院同行により情報提供している場合、重複して算定することはできないが、異なる病院等に対して情報提供を行う場合はそれぞれで算定することが可能である。  ⑤ 加算の算定方法  当該加算は、上記(1)(2)(3)に該当する場合１月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。  例えば、福祉サービス等提供機関の職員と面談し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。  ※ 退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 |  |  |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６８  集中支援加算  計画  障害児 | 次の(1)からら(5)までに該当する場合に、１月にそれぞれ(1)から(5)までに掲げる単位数を加算していますか。  ただし、(1)から(3)までについては、利用者等１人につき１月に１回を限度としていますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 計画報酬告示  別表の9の注  障害児報酬告示  別表の9の注  報酬留意事項通知第4の11  報酬留意事項通知（児童）第4の11 |
| ☐(1) 障害福祉サービス等の利用に関して，利用者等又は市町村等の求めに応じ，月に２回以上，当該利用者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者等及びその家族に面接する場合（月に１回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、基本報酬を算定する月を除く。） |
| ☐(2) サービス担当者会議を開催し，相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。） について説明を行うとともに，担当者に対して，専門的な見地からの意見を求め，サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合（基本報酬を算定する月を除く。） |
| ☐(3) 福祉サービス等提供機関等の求めに応じ，当該機関が開催する会議に参加し，利用者の障害福祉サービス等の利用について，関係機関相互の連絡調整を行った場合（基本報酬，入院時情報連携加算(Ⅰ)又は退院・退所加算を算定する月を除く。） |
| □(4) 利用者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該利用者等の心身の状況、生活環境等の利用者等に係る必要な情報を提供した場合（１月に３回を限度とし、同一の病院等については１月に１回を限度とする。）（基本報酬を算定する月を除く。） |
| □(5) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して利用者等に関する必要な情報の提供を行った場合（基本報酬を算定する月を除く。） |
| 上記(5)については、次の①又は②に掲げる福祉サービス等提供機  関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等１人につき１月に１  回を限度としていますか。  ① 病院等及び訪問看護ステーション等  ② 福祉サービス等提供機関  （病院等及び訪問看護ステーション等を除く。） | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 |
| ※（1）当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外において、以下に掲げるいず  れかの業務を行った場合に所定単位数を加算するものである。なお、当該加算は、定  期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的  に対応したことを評価するものであるため、頻回に算定が必要となる利用者について  は、モニタリング期間を改めて検証する必要があることに留意すること。  ① 利用者等への訪問による面接  利用者等又は市町村等の求めに応じ、月2回以上、利用者等に面接する場合  ② サービス担当者会議の開催  サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画の変更等について検討を行う場合  ③ 関係機関が開催する会議への参加  福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、関係機関相互の連絡調整を行った場合  ④ 利用者への通院同行  利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合  ⑤ 福祉サービス等提供機関への情報提供  福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者に関する必要な情報を提供した場合 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６８  集中支援加算  （続き）  計画  障害児 | ※（2）算定にあたっての留意事項  ① 連携の対象機関  当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、連携の対象機関については、サービス等利用計画に位置付けられている又は位置付けられることが見込まれる福祉サービス等提供機関であり、具体的には、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院等、訪問看護事業所【障害児通所支援事業者、障害児入所施設、指定発達支援医療機関】、企業、地方自治体等をいう。  障害児 ※下線部を【　】内に読替  ② 利用者等への訪問による面接  上記(1)の「利用者等又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。  「面接」については、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に１回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めること。  ③ サービス担当者会議の開催  サービス担当者会議の開催に当たっては、利用者や家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。  ④ 関係機関が開催する会議への参加  福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、居宅介護支援事業所等連携加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、居宅介護支援事業所等連携加算 を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。  また、入院時情報連携加算（Ⅰ）又は退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できない。  ⑤ 利用者への通院同行  当該加算は、単に利用者の病院等への通院に同行することを評価するものではなく、通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及び利用計画の内容等の必要な情報を提供し、連携の強化を図ることを趣旨とするものである。そのため、例えば、利用者の状態に変化があった場合又は利用者の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及び利用計画に変更があった場合等に算定することを想定している。  なお、情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。  ⑥ 福祉サービス等提供機関への情報提供  次の区分ごとにそれぞれ1月に1回を限度に算定するものとしている。  （一） 病院等、訪問看護事業所  （二）（一）以外の福祉サービス等提供機関  なお、（一）に掲げる機関への情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。  また、病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して通院同行により情報提供している場合、重複して算定することはできないが、異なる病院等に対して情報提供を行う場合はそれぞれで算定することが可能である。  ⑦ 加算の算定方法  当該加算は、上記の※（1）の①から⑤までに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。  例えば、1月に2回以上利用者等に面接し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ 所定単位を算定できる。  なお、上記の②から⑥のいずれの場合も、基本報酬を算定している場合は、当該加算は算定できない。  ※　上記(1)を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。  ※　上記(2)を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。  ※　上記(3)を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない |  |  |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６９  サービス担当者会議実施加算  計画  障害児 | 継続サービス利用支援【継続障害児支援利用援助】を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、利用者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算していますか。  　ただし、医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者等に関する必要な情報の提供を受けているときは算定しない。  障害児 ※下線部を【　】内に読替 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 計画報酬告示  別表の10の注  障害児報酬告示  別表の10の注 |
| ※ 継続サービス利用支援【継続障害児支援利用援助】の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものです。  　　障害児 ※下線部を【　】内に読替  ※ 算定に当たっての留意事項  サービス担当者会議の開催に係る取扱いについては、上記「項目１５－１の（5）の⑬」に規定するとおりとする。  サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の変更を行った場合は、サービス利用支援（障害児支援利用援助）費を算定することとなるため、当該加算は算定できません。  また、上記「項目６７」医療・保育・教育機関等連携加算の(1)を算定する場合も、同加算においてサービス担当者会議の開催等に係る業務を評価していることから、当該加算は算定できない。  ※ サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 | 報酬留意事項通知第4の12  報酬留意事項通知（児童）第4の12 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ７０  サービス提供時モニタリング加算  計画  障害児 | 事業所がサービス等利用計画を作成した利用者が利用する障害福祉サービス又は地域相談支援【障害児通所支援】の提供現場を訪問し（障害福祉サービス等の提供現場が特別地域に所在し、かつ、相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障害福祉サービス等の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して）、障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、利用者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算していますか。  　ただし、相談支援専門員1人当たりの利用者の数が39を超える場合には、39を超える数については算定しません。この場合において、当該指定特定相談支援事業所の相談支援員については、１人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。  　障害児 ※下線部を【　】内に読替 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 計画報酬告示  別表の11の注  障害児報酬告示  別表の11の注 |
| ※　継続サービス利用支援等の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものです。  　　なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録してください。  ① 障害福祉サービス等の事業所等におけるサービス提供状況  ② サービス提供時の利用者の状況  ③ その他必要な事項 | 報酬留意事項通知第4の13  報酬留意事項通知（児童）第4の13 |
| ※　算定に当たっての留意事項  　　1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は、３９件（相談支援員の場合は１９件）を限度とし、当該利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できません。  　　障害福祉サービス等の提供場所等が特別地域に所在する場合であって、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合は、訪問に代えてテレビ電話装置等を活用してサービス提供場面を確認することも可能である。  なお、一定の距離については、障害福祉サービス等の提供場所等への訪問に 片  道 概ね 1 時間を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。 |
| ※　上記確認結果の記録を作成し、５年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提供しなければなりません。 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ７１  行動障害支援体制加算  計画  障害児 | 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市長に届け出た事業所は、次に掲げる区分に応じ、１月につき所定単位数を加算していますか。  　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  イ 行動障害支援体制加算（Ⅰ）  ロ 行動障害支援体制加算（Ⅱ） | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 計画報酬告示  別表の12の注  障害児報酬告示  別表の12の注 |
| （※）こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が別に定める基準  　イ 行動障害支援体制加算（Ⅰ）  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　　(1) 事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること  　　(2) 実践研修修了者を配置している旨を公表していること  　　(3) 実践研修修了者が、区分三以上に該当し、かつ、強度行動障害者に対して現に相談支援を行っていること。ただし、当該実践研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に強度行動障害児の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りでない  ロ 行動障害支援体制加算（Ⅱ）  イの(1)及び(2)の基準に適合すること。 | 平27厚労省  告示180・第6号、181・第6号 |
| ※　当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある知的障害児者や精神障害者に対して適切な相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。  ※　強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。  ※ 算定に当たっての留意事項  (1) 共通事項  当該加算は行動障害のある知的障害児者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、強度行動障害を有する利用者のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援【指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助】を実施する場合に加算することができるものである。　障害児 ※下線部を【　】内に読替  (2) 行動障害支援体制加算（Ⅰ）  当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を１名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、下記①に規定する障害児者に対して下記②に規定する支援を行っている場合に算定する。  　　　① 対象となる障害児者  当該区分は、支援対象者に障害支援区分3以上に該当しており、かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である者【の要件を児基準の合計点数が20点以上である者】（以下「強度行動障害児者」という。）がいる場合。  全ての利用者に対して加算できることとしている。　計画  なお、利用者が強度行動障害児者に該当するかについて、一定期間毎に確認し、また、当該確認にあたって受給者証の記載(障害支援区分、利用サービス、加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。  ② 対象者への支援  当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、強度行動障害児者に対して現に相談支援を行っていることを要件としているが、「現に相談支援を行っている」とは、前６月に、強度行動障害児者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、強度行動障害児者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。  なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所【指定特定相談支援事業所】の職務を兼務する場合であって、強度行動障害児者の保護者に対して指定障害児相談支援【強度行動障害児者に対して指定計画相談支援】を行っている場合も当該区分に該当するものである。　障害児 ※下線部を【　】内に読替  (3) 行動障害支援体制加算（Ⅱ）  当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を１名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。  ※ 当該加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 | 報酬留意事項通知第4の14  報酬留意事項通知（児童）第4の14 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ７２  要医療児者支援体制加算  計画  障害児 | 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市長に届け出た事業所は、次に掲げる区分に応じ、１月につき所定単位数を加算していますか。  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  　イ 要医療児者支援体制加算(Ⅰ)  ロ 要医療児者支援体制加算(Ⅱ) | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 計画報酬告示  別表の13の注  障害児報酬告示  別表の13の注 |
| ※ こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が別に定める基準  イ 要医療児者支援体制加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1)事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者」という。）を一名以上配置していること。  (2) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置している旨を公表していること。  (3) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、医療的ケア児又はその保護者に対して現に相談支援を行っていること。  ただし、当該医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、当該相談支援事業所と同一敷地内に所在する障害児相談支援事業所【特定相談支援事業所】の職務にも従事する場合であって、現に医療的ケア児者の保護者【医療的ケア時又は医療的ケア児と同等の医療行為を必要とする状態である１８歳以上の者】に対して相談支援を行っているときは、この限りでない。  障害児 ※下線部を【　】内に読替  ロ 要医療児者支援体制加算(Ⅱ)  イの(1)及び(2)の基準に適合すること。  ※　当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、医療的ケア児等へ（の支援を現に実施している又は医療的ケア児等について）適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。  　　　　障害児 ※下線部を追読  ※　「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要綱別記2-10に定める医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいいます。  ※　医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。  ※ 算定に当たっての留意事項  共通事項  当該加算は医療的ケア児等に対して適切な相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、医療的ケア児等のみならず、当該相談支援事業所における全ての利用者に対して指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援【指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助】を実施する場合に加算することができるものである。  　障害児 ※下線部を【　】内に読替  イ 要医療児者支援体制加算（Ⅰ）  当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表  している場合であって、かつ、下記の(1)又は(2)に規定する障害者等に対して(3)に規定する支援を行っている場合に算定するものである。  (1) 対象となる障害者  当該区分は、支援対象者にスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行  為を必要とする状態である者（以下「対象医療的ケア児者」という。）がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。  なお、利用者が対象医療的ケア児等に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また 、当該確認にあたって、受給者証の記載（加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。計画 | 平27厚労省  告示180・第7号、181・第7号  報酬留意事項通知第4の15  報酬留意事項通知（児童）第4の15 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ７２  要医療児者支援体制加算  （続き）  計画  障害児 | (2) 対象となる障害児  当該区分は、支援対象者の要件を医療的ケアスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である児童（以下「対象医療的ケア児」という。）としている。  そのため、障害児が対象医療的ケア時に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。なお、当該確認にあたって、受給者証の記載（加算対象等）により確認が可能な  場合は、これによって確認することも考えられる。　障害児  (3) 対象者への支援  当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、対象医療的ケア児者に  対して現に相談支援を行っていることを要件としているが、「現に相談支援を行っている」とは、前６月に、対象医療的ケア児者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、対象医療的ケア児者・児に対する相談支援の実施状況について管理しておくこと。  なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所【指定特定相談支援事業所】の職務を兼務する場合であって、対象医療的ケア児者（１８ 歳未満の者に限る。）の保護者【医療的ケアスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者】に対して相談支援を行っている場合も当該区分に該当する。  障害児 ※下線部を【　】内に読替  ロ 要医療児者支援体制加算（Ⅱ）  当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を１名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。  ※　　当該加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表することが必要です。 |  |  |
| ７３  精神障害者支援体制加算  計画  障害児 | 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市長に届け出た事業所は、次に掲げる区分に応じ、１月につき所定単位数を加算していますか。  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  　イ 精神障害者支援体制加算(Ⅰ)  ロ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ) | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 計画報酬告示  別表の14の注  障害児報酬告示  別表の14の注  平27厚労省  告示180・第8号、181・第8号  報酬留意事項通知第4の16  報酬留意事項通知（児童）第4の16 |
| ※こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が別に定める基準  イ 精神障害者支援体制加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1) 相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「精神障害者研修修了者」という。）を一名以上配置していること。  (2) 精神障害者研修修了者を配置している旨を公表していること。  (3) 精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護ステーション等であって、利用者が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていること。  (4) 精神障害者研修修了者が、精神障害児者に対して現に相談支援を行っていること。  ただし、当該精神障害者研修修了者が、当該相談支援事業所と同一敷地内に所在する障害児相談支援事業所【特定相談支援事業所】の職務にも従事する場合であって、現に精神に障害のある児童の保護者に対して相談支援を行っているときは、この限りでない。　障害児 ※下線部を【　】内に読替  ロ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ)  イの(1)及び(2)の基準に適合すること。  ※　当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。計画 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ７３  精神障害者支援体制加算  （続き）  計画  障害児 | ※ 当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害児及び地域において生活等をする精神障害のある障害児に対して、適切な障害児相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、精神に障害を有する児童への支援を現に実施しており、かつ、障害児が通院する病院等若しくは障害児が利用する訪問看護事業所における保健師、看護師若しくは精神保健福祉士等と必要な連携をとっている又は精神に障害を有する児童について適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。 障害児  ※　「精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める精神障害関係従事者養成研修事業もしくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要綱別記2-18に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいいます。  ※　精神障害児者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。  ※ 算定に当たっての留意事項  共通事項  当該加算は精神障害児者等に対して適切な計画相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、精神障害児者等のみならず、当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援【指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助】を実施する場合に加算することができるものである。  　　障害児 ※下線部を【　】内に読替  イ 精神障害者支援体制加算（Ⅰ）  　 (1) 対象となる者  ①対象となる障害者  当該区分は、支援対象者に法第4条第1項に規定する精神障害者がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、当該確認にあたって、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証、診断書、医療機関からの診療情報提供書等によって確認することも考えられる。計画  ②対象となる障害児  当該区分は、支援対象者の要件を児童福祉法第４条第２項に規定する精神に障害のある児童としている。そのため、障害児が精神に障害のある児童に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。なお、当該確認にあたっては、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証、診断書、医療機関からの診療情報提供書等によって確認することが考えられる。障害児  (2) 対象者への支援  当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、利用者に対して現に相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前６月に、利用者に対して相談支援を行っていることとする。そのため、利用者に対する相談支援の実施状況について管理しておくこと。  なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する障害児相談支援事業所【特定相談支援事業所】の職務を兼務する場合であって、利用者等に対して相談支援を行っている場合も当該区分に該当する。  障害児 ※下線部を【　】内に読替  　 (3) 病院等における保健師、看護師又は精神保健福祉士との連携体制  当該区分は、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所であって、利用者が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることを要件としている。  保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることとは、少なくとも１ 年に１回以上、研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、利用者に対する支援に関して検討を行っていること。  また、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所とは、療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所をいうものであり、利用者が通院又は利用するとは、利用者が前１年以内に通院又は利用していることとする。  ロ 精神障害者支援体制加算（Ⅱ）  当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1 名以上配置し 、その旨を公表している場合に算定するものである。  ※　当該加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表することが必要です。 |  |  |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ７４  〈新設〉  高次脳機能障害支援体制加算  計画  障害児 | 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（※）が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、１月につき所定単位数を加算する。  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)  ロ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ) | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 計画報酬告示別表の14の2注  障害児報酬告示  別表の14の２注 |
| ※ こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が別に定める基準  イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1) 相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（高次脳機能障害支援者養成に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「高次脳機能障害支援者養成研修修了者」という。）を一名以上配置していること。  (2) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者を配置している旨を公表していること。  (3) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である障害者児等（以下「高次脳機能障害者」という。）に対して現に相談支援を行っていること。  ただし、当該高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、当該相談支援事業所と同一敷地内に所在する障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に高次脳機能障害者であって、満18歳に満たないものの保護者に対して障害児相談支援を行っているときは、この限りでない。【特定相談事業所の職務にも従事する場合であって現に高次脳機能障害者に対して計画相談支援を行っているときは、この限りでない。】  障害児 ※下線部を【　】内に読替  ロ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ)  イの(1)及び(2)の基準に適合すること。 | 平27厚労省  告示180・第9号、181・第9号 |
| ※　当該加算の対象となる事業所は、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である障害者児等（以下「 高次脳機能障害者 」という。）に対して適切な相談支援を実施するために、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、高次脳機能障害児者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。  地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」に基づき都道府県が実施する研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであること 。　計画  ここでいう「高次脳機能障害支援者養成に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-12に定める「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修（基礎研修及び実践研修）又はこれに準ずるものとして、同研修におけるカリキュラムで示された研修内容と同等以上のものとして都道府県知事が認める研修をいう。障害児  なお、高次脳機能障害者児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。 | 報酬留意事項通知第4の17  報酬留意事項通知（児童）第4の17 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ７４  〈新設〉  高次脳機能障害支援体制加算  （続き）  計画  障害児 | ※　算定に当たっての留意事項  　 共通事項  当該加算は高次脳機能障害児者に対して適切な計画相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、高次脳機能障害児者のみならず、当該支援事業所における全ての利用者に対して指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援【指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助】を実施する場合に加算することができる。  　障害児 ※下線部を【　】内に読替  イ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）  当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を１名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、下記の(1)に規定する障害児者に対して(2)に規定する支援を行っている場合に算定する。  　(1) 対象となる障害児者  当該区分は、支援対象者に高次脳機能障害者がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。【支援対象者の要件を高次脳機能障害児としている。】　障害児 ※下線部を【　】内に読替  なお、利用者が高次脳機能障害者に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認にあたっては 、 以下の①､②､③のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。  ① 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書  　　　　② 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書  　　 　③ その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したもの。）  　 (2) 対象者への支援  当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、高次脳機能障害児者等に対して現に相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前６月に、高次脳機能障害児者に対して相談支援を行っていることとする。そのため、高次脳機能障害児者等に対する相談支援の実施状況について管理しておくこと。  なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所【特定相談支援事業所】の職務を兼務する場合であって、対象高次脳機能障害児者等に対して相談支援を行っている場合も当該区分に該当する。障害児 ※下線部を【　】内に読替  ロ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）  当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し 、その旨を公表している場合に算定するものである。  ※　当該加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表することが必要です。 |  |  |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ７５  ピアサポート  体制加算  計画  障害児 | 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所において，相談支援を行った場合に，１月につき所定単位数を加算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 計画報酬告示別表の15の注  障害児報酬告示  別表の15の注 |
| ※ こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が別に定める基準  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　(1) 障害者ピアサポート研修修了者であって、次の①及び②に掲げるものを相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していること。  ① 法第4条第1項に規定する障害者又は障害者であったと市町村長が認める者  ② 管理者、相談支援専門員、相談支援員その他談支援に従事する者  　(2) (1)に掲げる者のいずれかにより、当該指定特定相談支援(障害児相談支援)事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。  　(3) (1)に掲げる者を配置している旨を公表していること。 | 平27厚労省  告示180・第10号、181・第10  号 |
| ※ ピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で 0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われている場合に算定することができる。  (1) 障害者又は障害者であったと市町村長が認める者であって、相談支援専門員、  相談支援員その他相談支援に従事する者  (2) 管理者、相談支援専門員、相談支援員その他相談支援に従事する者  なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（地域移行支援事業所、地域定着支援事業所、自立生活援助事業所、計画相談支援事業所又は障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0 5 以上になる場合を含むものとする。  　障害児 ※下線部を追読  ※ 算定に当たっての留意事項  (1) 研修の要件  「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知に定める障害者ピアサポート研修事業としてとして行われる基礎研修及び専門研修をいう。  (2) 障害者等の確認方法  当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、 次の書類又は確認方法により確認するものとする。  ① 身体障害者：身体障害者手帳  ② 知的障害者：(ｱ)療育手帳、(ｲ)療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。  ③ 精神障害者：次のいずれかの証書類により確認する。  (ｱ)精神障害者保健福祉手帳、(ｲ)精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）、(ｳ)精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類、(ｴ)自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）、(ｵ)医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）等  ④難病等対象者：医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に  罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等  ⑤その他都道府県が認める書類又は確認方法  ※ 当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を市へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。  ※ ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。  ※ 公表の趣旨とは、ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。 | 報酬留意事項通知第4の18（第2の3(7)⑤準用）、  第2の3(1)③準用）  報酬留意事項通知（児童）第4の18 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ７６  地域生活支援拠点等相談強化加算  計画  障害児 | 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（※１）に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）が短期入所を利用する場合において、短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整（※2）を行った場合には、当該要支援者１人につき１月に４回を限度として所定単位数を加算していますか（※3）。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 計画報酬告示  別表の16の注  障害児報酬告示  別表の16の注 |
| （※1）こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が別に定める基準  運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていること。  （※2）現に当該要支援者が短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成又は変更を含みます。  （※3）当該相談支援事業者が自立生活支援援助者又は地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、計画相談支援の事業と自立生活援助又は地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該自立生活支援事業者が緊急時支援加算を算定する場合又は当該地域定着支援事業者が地域定着支援サービス費を算定する場合を除きます。計画 | 平27厚労省  告示180・第11号、181・第11号  計画報酬告示  別表の16の注 |
| ※　当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的としています。当該加算対象事業所は、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意してください。  ※　当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（要支援者）又はその家族等からの要請に基づき、速やかに短期入所事業者に対して、当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合に利用者1人につき1月に4回を限度として加算するものです。  ※　当該加算は、他の特定相談支援（障害児相談支援）事業所において計画相談支援（障害児相談支援）を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できません。ただし、当該要支援者が短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合において、当該特定相談支援（障害児相談支援）事業所によりサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成した場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費（障害児支援利用援助）の算定に併せて算定できるものです。  ※　なお、指定自立生活援助事業所又は指定地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であって、かつ、当該指定自立生活援助事業所又は当該指定地域定着支援事業所において当該利用者に係る自立生活援助における緊急時支援加算又は地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算を算定できないものとする。  ※　当該加算となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとします。  　　なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提供しなければなりません。 | 報酬留意事項通知第4の19  報酬留意事項通知（児童）第4の19 |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ７７  地域体制強化共同支援加算  計画  障害児 | 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市長に届け出た事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、利用者等の同意を得て、利用者に対して、福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか３者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導【支援】を行った上で、法第89条の3第1項に規定する協議会に対し、文書により当該説明及び指導【支援】の内容等を報告した場合に、当該利用者等に対してサービス利用支援【障害児支援利用援助】を行っている特定相談支援【障害児相談支援】事業所において、当該利用者１人につき1月に１回を限度として所定単位数を加算していますか。  　障害児 ※下線部を【　】内に読替 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 計画報酬告示  別表の17の注  障害児報酬告示  別表の17の注 |
| ※ こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が別に定める基準  次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  （1）運営規程において、市町村より地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること。  （2）拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。ただし、令和9年3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。 | 平27厚労省  告示180・第12号、  181・第12号 |
| ※　当該加算は、相談支援事業所が把握した利用者の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進する ことを目的とするものであることから、そのことを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。  ※　当該加算は、支援が困難な利用者に対して、当該相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会に報告を行った場合に算定するものです。  ※　当該加算の対象となる事業所については、以下のいずれかとする。  (1) 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。  (2) 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。  また、当該加算で協議会へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たり 、広く地域の関係者間で検討する必要性がある課題があるものであるため、事例の選定にあたってはその点に留意すること。  ※ 地域生活支援拠点等の拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。なお、拠点関係機関との連携体制を確保することについては、支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡をとれる体制を確保していることとする。また、協議会に定期的に参画していることについては、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることとする。  ※　当該加算は、支援が困難な利用者に係る支援等を行う相談支援事業所のみが算定できるものですが、当該相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものです。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該相談支援事業所が負担することが望ましいものです。  ※　協議会等への報告の内容等詳細については、 「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン」 （令和６年３月 29 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室）」 を参照すること 。  ※ 当該加算の対象となる会議を行った場合及び利用者に対する説明及び指導等の必要な支援を行った場合は、その内容を記録するものとする。なお、作成した記録は 5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 | 報酬留意事項通知第4の20  報酬留意事項通知（児童）第4の20  報酬留意事項通知第4の1の(2)の③の(一)のイのｂの(b) |

◆　計画相談支援費（障害児相談支援費）の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ７８  〈新設〉  遠隔地訪問加算  計画  障害児 | 利用者の居宅等、病院等、障害者支援施設等【児童福祉施設】、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ、相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、項目６１の初回加算（同項目(2)に該当する場合に限る。）、項目６３の入院時情報連携加算（入院時情報連携加算(Ⅰ)を算定する場合に限る。）、項目６４の退院・退所加算、項目６５の居宅介護支援事業所等連携加算（同項目(2)及び(5)に限る。）【項目６６の保育・教育等移行支援加算（同項目(2)に限る）】、項目６７の医療・保育・教育機関等連携加算（同項目(1)及び(2)に限る。）又は項目６８の集中支援加算（同項目(1)及び(4)に限る。）を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算していますか。  ただし、項目６１の初回加算については、同項目(2)に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算していますか。　障害児 ※下線部を【　】内に読替 |  | 計画報酬告示  別表の18の注  障害児報酬告示  別表の18の注 |
| ※ 当該加算は、特別地域に所在し、相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅その他機関を訪問して所定の支援等を行う場合、当該訪問に相当な時間及び費用の負担が生じることを踏まえて算定を可能とするものである。  ※ 対象区域  当該加算の算定対象となる訪問先については、相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅その他機関であるが、一定の距離については、利用者の居宅その他機関への訪問に概ね 片道 1 時間を要する距離とする。  また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。  ※ 加算の算定方法  当該加算の算定に当たっては、300単位に各対象加算に算定回数の合計を乗じて得た単位数を算定するものとする。  ただし、初回加算については、項目61初回加算※（3）に規定する場合に該当する月数（ ３ を限度とする。）を算定回数とする。例えば、当該月数が２の場合、当該加算は300単位に２を乗じて600単位を算定するものとする。 | 報酬留意事項通知第4の21  報酬留意事項通知（児童）第4の21 |

◆　地域相談支援給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ７９  基本的事項  地域移行  地域定着 | (1) 費用の額は、平成24年厚生労働省告示第124号の別表「地域相談支援給付費単位数表」により算定していますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域報酬告示  第1号 |
| (2) 費用の額は、平成18年厚生労働省告示第539号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域報酬告示  第1号 |
| (3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。 | ☐いる  ☐いない | 地域報酬告示  第2号 |
| ８０  地域移行支援サービス費  地域移行 | (1) 地域移行支援サービス費（Ⅰ）  別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合するものとして市に届け出た地域移行支援事業者が、利用者に対して地域移行支援（地域移行支援計画の作成等）を行った場合は、１月につき所定単位数を算定していますか。※（Ⅰ）を算定している場合、（Ⅱ）は算定しない。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第1の1の注1 |
| ※ 次に掲げるいずれにも適合すること。  ① 事業所の従業者のうち、1人以上の相談支援専門員が社会福祉士もしくは精神  保健福祉士の資格を有する者又は地域生活支援事業として行われる研修（精神障害関係従事者養成研修における精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた相談支援専門員であること。  ② 事業所において地域移行支援を利用した利用者のうち、地域における生活に移  行した者が、前年度において３人以上いること。  ③ 事業所が、精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等との緊  密な連携体制を確保していること。 | 平30厚労省告示第114号 |
| ※　地域移行支援サービス費（Ⅰ）については、専門職を配置し、関係機関と日常的な連携を図り、地域移行の実績を上げている事業所を評価するものです。具体的な要件は以下のとおりです。  　① 社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者又は「精神障害関係従事者養成研修事業について（平成26年3月31日付け障発0331第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添2の3の(2)のイに規定する精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。  ② 当該事業所において、地域移行支援を利用した利用者のうち、前年度に指定基  準第1条第1項第2号から第4号までに規定する施設（障害者支援施設等、救護  施設等、刑事施設等）（以下「対象施設」という）を退院、退所等し、地域生活  に移行した者が3人以上であること。  ③ 対象施設と緊密な連携を図り、利用者の退院、退所等に向けた会議への参加や  地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介、地域移行など同様の  経験のある障害当事者（ピアサポーター等）による意欲喚起のための活動等を、  いずれかの対象施設に対し、概ね月1回以上行っていること。 | 報酬留意事項通知第3の1(1)①（一） |
| (2) 地域移行支援サービス費（Ⅱ）  別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合するものとして市に届け出た地域移行支援事業者が、利用者に対して地域移行支援（地域移行支援計画の作成等）を行った場合は、１月につき所定単位数を算定していますか。※（Ⅱ）を算定している場合、（Ⅰ）は算定しない。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域告示  別表第1の1の注1 |
| ※ 次に掲げるいずれにも適合すること。  ①　事業所の従業者のうち、1人以上の相談支援専門員が社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者又は地域生活支援事業として行われる研修（精神障害関係従事者養成研修における精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた相談支援専門員であること。  ②　事業所において地域移行支援を利用した利用者のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において1人以上いること。  ③　事業所が、精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。 | 平30厚労省告示第114号 |
| ※ 地域移行支援サービス費（Ⅱ）については、(1)に規定するア及びウの要件を満たす事業所であって、かつ、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、対象施設を退院、退所等し、地域生活に移行した者が1人以上である事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定する。 | 報酬留意事項通知第3の1(1)①（二） |

◆　地域相談支援給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
|  | (3) 地域移行支援サービス費（Ⅲ）  　(1)及び(2)以外の事業者が、利用者に対して、地域移行支援を行った場合は、1月につき所定単位数を算定していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第1の1の注1の2  報酬留意事項通知第3の1(1)①（三） |
| ※　地域移行支援サービス費（Ⅲ）については、(1)又は(2)に規定する要件を満たさない地域移行支援事業所において、地域移行支援を行った場合に算定します。 |
| (4) 次のいずれかに該当する場合に、地域移行支援サービス費を算定していませんか。  　①　地域移行支援計画の作成等（地域基準）の基準を満たさない場合  　②　利用者との対面による支援を1月に2日以上行わない場合 | ☐いる  ☐いない | 地域報酬告示  別表第1の1の注2 |
| ８１  地域定着支援サービス費  地域定着 | (1) 地域定着支援として、常時の連絡体制の確保等を行った場合に、体制確保費として、１月につき所定単位数を算定していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第2の1の注1 |
| (2)-1利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者への居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、緊急時支援費（Ⅰ）として、１日につき所定単位数を算定していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第2の1の注2 |
| ※　緊急時支援費（Ⅰ）については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものです。 | 報酬留意事項通知第3の2(2)② |
| (2)-2 別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た事業所において、緊急時支援費(Ⅰ)を算定する場合に、更に１日につき所定単位数を加算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第2の1の注2の2 |
| （※）　厚生労働大臣が定める施設基準…運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていること。 | 平30厚労省  告示114・第7号 |
| (3) 利用者の障害特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者またはその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に電話による相談援助を行った場合に、緊急時支援費（Ⅱ）として、1日につき所定単位数を算定していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第2の1の注2の3 |
| ※　緊急時支援費（Ⅱ）については、緊急時支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に電話による相談援助を行った場合に算定できるものです。  　　ただし、緊急時支援（Ⅰ）を算定する場合は算定できません。 | 報酬留意事項通知第3の2(2)③ |
| ※　緊急時支援費に係る利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておいてください。 | 報酬留意事項通知第3の2(2)① |
| ※　緊急時支援を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援の算定対象である旨等を記録してください。 | 報酬留意事項通知第3の2(2)④ |
| ※　一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できます。また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できます。 | 報酬留意事項通知第3の2(2)⑤ |
| ※　一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できます。 | 報酬留意事項通知第3の2(2)⑥ |
| (4) 次のいずれかに該当する場合には、地域定着支援サービス費を算定していませんか。  ① 地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等（地域基準第42 条第3項）  ② 適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握（地域基準第43条第2項） | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第2の1の注3  報酬留意事項通知第3の2(1) |

◆　地域相談支援給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ８２  特別地域加算  地域移行  地域定着 | 地域移行対象となる地域(木戸学区、小松学区)の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等に入院、入所等している利用者に対して、サービスを、１回につき所定単位数の100 分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。  地域定着対象となる地域(木戸学区、小松学区)に居住している利用者に対して、サービスを行った場合に、特別地域加算として、１回につき所定単位数の100 分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第1の1の注3  地域報酬告示  別表第2の注4  報酬留意事項通知第2の2(1)⑯ |
| ※ 対象者は受給者証にその旨が記載されます。  ※ 特別地域加算に係る利用者から通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合の交通費の支払いを受けることはできません。 |

◆　地域相談支援給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ８３  〈新設〉  地域生活支援拠点等機能強化加算  地域移行  地域定着 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た地域移行支援事業所【地域定着支援事業所】において、地域移行支援【地域定着支援】を行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算していますか。  ただし、拠点コーディネーター１人につき、当該地域移行支援事業所【当該地域定着支援事業所】並びに当該地域移行支援事業所【当該地域定着支援事業所】と相互に連携して運営される自立生活援助事業者、地域定着支援事業者【地域移行支援事業者】、特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の事業所の単位において、１月につき100回を限度とする。  地域定着　※下線分を【　】内に読替 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第1の1の注4  地域報酬告示  別表第2の1の注5 |
| ※　厚生労働大臣が別に定める基準  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  イ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。  (1) 運営規程において、当該地域移行支援事業所【当該地域定着支援事業所】が市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。  (2) 自立生活援助事業者、地域定着支援事業者【地域移行支援事業者】、特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、地域移行支援【地域定着支援】の事業と指定自立生活援助、地域定着支援【地域移行支援】、計画相談支援及び障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。  (3) 当該事業所が地域移行支援サービス費(Ⅰ)又は(Ⅱ)に掲げる基準（以下「機能強化基準」という。）に適合していること。  (4) 当該地域移行支援事業所【当該地域定着支援事業所】が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する法第七十七条第三項第一号に規定する関係機関（以下「拠点関係機関」という。）において、市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等のコーディネート業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で一人以上配置されている事業所として市長が認めるものであること。  ロ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。  (1) イの(1)に掲げる基準に適合すること。  (2) 他の自立生活援助事業者、地域定着支援事業者【地域移行支援事業者】、特定  相談支援事業者及び障害児相談支援事業者と相互に連携して運営をしているこ  と。  (3) (2)の特定相談支援事業者が設置する特定相談支援事業所が機能強化型基準に適合しており、かつ、計画相談支援の事業と障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。  (4) 当該地域移行支援事業所【当該地域定着支援事業所】が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市長が認めるもの。 | 平30厚労省告示第114・2-2号、  114・7-2号 |
| ※ 当該加算は、障害者等の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活障害者等（法第77条第３項に規定する地域生活障害者等をいう。）の緊急時に備えた相談や緊急時の対応、入院・入所からの地域移行の推進等、地域体制の構築を目的とする地域生活支援拠点等についての機能強化に資する取組を評価するものである。  ※ 拠点コーディネーターの要件及び業務  拠点コーディネーターについては、専ら当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事することを基本とし、原則として、拠点コーディネーターが他の職務を兼ねることはできない。  ただし、障害の特性に起因して生じる事態等における緊急的な支援や、地域生活障害者等の地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認める場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができるものとする。  なお、拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務については、「地域生活支援拠点・ネットワーク運営 推進事業の実施について（令和６年３月２９日障発 0329第８号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」を参照すること。  ※ 算定に当たっての留意事項  (1) 地域生活支援拠点等に配置された拠点コーディネーター１人当たり、１月につき100回を上限として算定する。この上限については、拠点機能強化事業所の単位における全ての拠点機能強化サービスの算定回数の合計であることから、相互に連携して運営する拠点機能強化事業所については、事前に毎月の算定回数の目安を共有しておくこと。 | 報酬留意事項通知準用第2の3の(7)の③ |

◆　地域相談支援給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ８３  地域生活支援拠点等機能強化加算  （続き）  地域移行  地域定着 | (2) 拠点機能強化事業所は、１月に１回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有 その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議すること。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有すること。  (3) 当該加算の算定に係る事務処理等の詳細については、この通知に定めるものの  ほか、「地域生活支援拠点等の機能強化について（令和６年３月２９日障障発0329  第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」を参照するこ  と。 |  |  |
| ８４  〈新設〉  情報公表未報告  減算  地域移行  地域定着 | 法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報又は児童福祉法第33条の18第１項の情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第1の1の注5  地域報酬告示  別表第2の1の注6 |
| ※ 当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の5となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数に対する100分の5に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。  ※ 当該減算については、情報公表対象サービス等情報、又は情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員にについて、所定単位数から減算することとする。 | 報酬留意事項通知第2の１の(12) |
| ８５  〈新設〉  業務継続  計画未策  定減算  地域移行  地域定着 | 指定基準第28条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第1の1の注6  地域報酬告示  別表第2の1の注7 |
| ※ 当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計額に対して100分の1となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数に対する100分の1に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。  ※ 当該減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。  ※【経過措置】令和７年３月３１日までの間、当該減算を適用しない。 | 報酬留意事項通知第2の1の(13) |
| ８６  〈新設〉  虐待防止  措置未実  施減算  地域移行  地域定着 | 指定基準第36条の２各号に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。  ※ 当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の1となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する100分の1に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。  ※ 当該減算については、次の(1)から(3)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。  これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、事業所等は、虐待の防止を図らなければならないものとする。  なお、「事なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。  (1)　指定基準の規定に基づき求められる虐待防止委員会を定期的に開催していない場合。具体的には、１年に１回以上開催していない場合とする。  なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、身体拘束適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第1の1の注7  地域報酬告示  別表第2の1の注8 |

◆　地域相談支援給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ８６  虐待防止  措置未実  施減算  （続き）  地域移行  地域定着 | (2) 虐待の防止のための研修を定期的に実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合  (3) 虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置していない場合  ※市長は、上記(1)から(3)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。 |  | 報酬留意事項通知第第2の１の(15) |
| ８７  ピアサポート  体制加算  地域移行  地域定着 | 別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た事業所において，サービスを行った場合に，１月につき所定単位数を加算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第1の1の2  地域報酬告示  別表第2の2 |
| ※ 厚生労働大臣が別に定める基準  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1) 障害者ピアサポート研修修了者であって、次の①及び②に掲げるものを指定地  域移行支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置してい  ること。  ① 法第4条第1項に規定する障害者又は障害者であったと中核市長が認める者  ② 管理者又は指定基準第３条第１項に規定する指定地域移行支援（地域定着支  援）従事者  (2) (1)に掲げる者のいずれかにより、当該指定地域移行支援【地域定着支援】事  業所の従業者に対し、法第４条第１項に規定する障害者に対する配慮等に関する  研修が年1回以上行われていること。  (3) (1)に掲げる者を配置している旨を公表していること。  ※ ピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で 0.5以上配置する事業所であって当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われている場合に算定することができる。  (1) 障害者又は障害者であったと市町村長が認める者であって、地域移行支援従事者【地域密着支援従事者】に従事する者  (2) 管理者、地域移行支援従事者【地域密着支援従事者】として従事する者  なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（自立生活援助事業所、計画相談支援事業所又は障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0 5 以上になる場合を含むものとする。  ※ 算定に当たっての留意事項  (1) 研修の要件  「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知に定める障害者ピアサポート研修事業としてとして行われる基礎研修及び専門研修をいう。  (2) 障害者等の確認方法  当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、 次の書類又は確認方法により確認するものとする。  ① 身体障害者：身体障害者手帳  ② 知的障害者：(ｱ)療育手帳、(ｲ)療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。  ③ 精神障害者：次のいずれかの証書類により確認する。  (ｱ)精神障害者保健福祉手帳、(ｲ)精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）、(ｳ)精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類、(ｴ)自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）、(ｵ)医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）等  ④難病等対象者：医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等  ⑤その他都道府県が認める書類又は確認方法  ※ 当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を市へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要がある。  ※ ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。  ※ 公表の趣旨とは、ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。 | 平30厚労省告示第114・3号、  114・8号  報酬留意事項通知第3の1(3) （第2の3(7)⑤準用）  報酬留意事項通知第3の2(4) （第2の3(7)⑤準用） |

◆　地域相談支援給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ８８  初回加算  地域移行 | 地域移行支援の利用を開始した月について１月につき所定単位数を加算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第1の  1の3の注  報酬留意事項通知第3の1(4) |
| ※　初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算を算定することはできません。  　　また、初回加算を算定した後に病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が3月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できます。  　　ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りではありません。 |
| ８９  集中支援加算  地域移行 | 利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。（項目８０(4)に定める場合を除く。） | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第1の2 |
| ※　ただし、項目９０の退院・退所月加算を算定する月は、加算できません。 |
| ９０  退院・退所月加算  地域移行 | (1)　利用者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等からの退院、退所等をする日が属する月にサービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。（項目74(4)に定める場合を除く。） | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第1の3の注1 |
| ※　退院・退所月加算については、退院、退所等をする月において、地域生活への移行に向けた各種の支援を集中的に実施できるよう加算するものであるため、当該加算が算定される月においては、利用者との対面による支援を少なくとも２日以上行うこと等が算定に当たっての要件となることに留意してください。 | 報酬留意事項通知第3の1(6)① |
| ※　翌月に退院、退所等をすることが確実に見込まれる場合であって、退院、退所等をする日が翌月の初日等であるときにあっては、退院、退所等をする日が属する月の前月において算定できます。この場合において、結果として翌月に当該者が退院、退所等をしなかったときは、当該加算額は返還することになります。  なお、その後の支援の結果、当該者が退院、退所等をした場合は、退院・退所月加算を算定して差し支えありません。 |
| ※　退院・退所月加算については、次のいずれかに該当する場合には算定できません　　　① 退院又は退所して病院又は診療所へ入院する場合  ② 退院又は退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合  ③　死亡による退院又は退所の場合 | 報酬留意事項通知第3の1(6)② |
| (2)　退院・退所月加算を算定する利用者が、精神科病院に入院した日から起算して３月(90日)以上１年未満の期間内に当該精神科病院から退院した者である場合には、更に１月につき所定単位数を加算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第1の3の注2  報酬留意事項通知第3の1(6)③ |
| ９１  障害福祉サービスの体験利用加算  地域移行 | (1)　障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）  障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合（項目８０  (4)に定める場合を除く。）に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して５日以内の期間について、１日につき所定単位数を加算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第1の4の注1 |
| (2)　障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ）  障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合（項目８０に定める場合を除く。）に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して６日以上15日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第1の4の注2 |
| (3)　別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものと  して市に届け出た事業所が、(1)又は(2)を算定する場合に、さらに１日につき所定単位数を加算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第1の4の注3 |
| ※ 厚生労働大臣が定める基準  次の①及び②のいずれにも該当する指定地域移行支援事業所であること。  ① 指定基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業  所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めてい  ること。  ② 指定地域移行支援事業所の従業者のうち、市町村及び関係機関（法第７７条第  ３項第１号に規定する関係機関をいう。以下同じ。）との連携及び調整に従事す  る者を１以上配置していること | 平30厚労省  告示114・第4号 |

◆　地域相談支援給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ９１  障害福祉サービスの体験利用加算  （続き）  地域移行 | ※　体験利用加算は、障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に、利用日数に応じ算定できるものです。  ※　利用者に対して、委託先の障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、算定できるものです。  ※　体験利用加算については、15日を限度として算定できますが、地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できます。  ※　市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を１名以上配置していることを都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、加算（Ⅰ）又は加算（Ⅱ）に定める単位数に、さらに50 単位を加算する。 |  | 報酬留意事項通知第3 の1 (7) |
| ９２  体験宿泊加算  地域移行 | (1)　利用者に対して、体験的な宿泊支援（単身での生活に向けたもの）を提供した場合に、15日を限度として、体験宿泊加算(Ⅰ)として、1日につき所定単位数を加算していますか。（項目８０(4)及び次項(2)に定める場合を除く。） | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第1の5の注1 |
| (2)　利用者に対して、体験的な宿泊支援（単身での生活に向けたもの）を提供し、かつ、利用者の心身の状況に応じ、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合に、15日を限度として、体験宿泊加算(Ⅱ)として、1日につき所定単位数を加算していますか。　（項目８０(4)に定める場合を除く。） | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第1の5の注2 |
| ※　体験宿泊加算は、単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できます。なお、家族等との同居を希望している者に対しては、当該支援を行うことが有効であると認められる場合には、算定して差し支えありませんが、家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行う場合を除きます。また、体験的な宿泊支援については、障害福祉サービス事業者に委託できますが、地域移行支援事業者が、委託先の障害福祉サービス事業者と緊急時の対応等のための常時の連絡体制を確保して行ってください。 | 報酬留意事項通知第3の1(8)① |
| ※　共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活援助に係る共同生活住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認してください。 |  | 報酬留意事項通知第3の1（8)② |
| ※　体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を算定できます。  なお、体験宿泊加算（Ⅰ）については、利用者が、体験宿泊場所において、地域での居宅生活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合についても算定して差し支えありません。 | 報酬留意事項通知第3の1（8)③ |
| ※　施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能ですが、体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できます。 | 報酬留意事項通知第3の1（8)④ |
| ※　体験宿泊加算(Ⅱ)については、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援を行った場合に算定できます。  なお、夜間支援従事者は、別途、居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する場合であっても差し支えありません。夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行うほか、地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応等を適切に行ってください。 | 報酬留意事項通知第3の1（8)⑤ |
| (3)　体験宿泊加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)については、合計して15日を限度として算定していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 報酬留意事項通知第3の1(8)⑥ |
| ※　地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度合計して15 日を限度として算定できます。 |
| (4)　別に厚生労働大臣が定める施設基準（※）に適合しているものとして市に届け出た地域移行支援事業所において、体験宿泊加算（Ⅰ）又は体験宿泊加算（Ⅱ）を算定する場合に、さらに１日につき所定単位数を加算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第1の5の注3 |
| ※　厚生労働大臣が定める施設基準…運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていること。  ※　地域生活支援拠点等としての機能を担うものとして、市に届け出た地域移行支援事業所の場合、(1)又は(2)に定める単位数に、さらに50単位を加算するものです。 | 平30厚労省  告示114・第5号  報酬留意事項通知第3の1(8)⑦ |

◆　地域相談支援給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ９３  日常生活支援情報提供加算  地域定着 | 事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第2の3 |
| ※　日常生活支援情報提供加算については、精神科病院等に通院する者の自立した日常生活を維持する観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、実施した月について算定できるものであること。  「精神科病院等」とは、具体的には、精神科病院、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院若しくは診療所(精神病床を有するもの又は同法第８条若しくは医療法施行令(昭和23年政令第326号)第４条の２の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)を指すものである。  「利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合」とは、具体的には、服薬管理が不十分である場合や生活リズムが崩れている場合等であること。  情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段（面談、文書、FAX等）等について記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 | 報酬留意事項通知第3の2(6)（第2の3(7)⑪準用） |
| ９４  居住支援連携体制加算  地域移行  地域定着 | 別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、１月に１回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、１月につき所定単位数を加算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第1の6  地域報酬告示  別表第2の4 |
| ※ 厚生労働大臣が定める基準  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  イ　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人又は同法第51条第１項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること。  ロ　イに規定する体制を確保している旨を公表していること。 | 平30厚労省  告示114・第6号 |
| ※「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報であること。  ※「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。  ※ 情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。  ※ 当該加算を算定する場合は、居住支援法人又は居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 | 報酬留意事項通知第3の1(9) （第2の3(7)⑫準用）  報酬留意事項通知第3の2(7) （第2の3(7)⑫準用） |

◆　地域相談支援給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ９５  地域居住支援体制強化推進加算  地域移行  地域定着 | 事業所の従業者が、当該事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該事業所において、当該利用者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当無 | 地域報酬告示  別表第1の7  地域報酬告示  別表第2の5 |
| ※　地域居住支援体制強化推進加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会（法第89条の３第１項に規定する協議会をいう。以下同じ。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月について算定できるものであること。  説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。  当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記録するものとする。なお、作成した記録は５年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 | 報酬留意事項通知第3の1(10) （第2の3(7)⑬準用）  報酬留意事項通知第3の2(8) （第2の3(7)⑬準用） |